# 別添1 居住性等の影響に対する費用の算定方法

# 1. 居住性等の影響に対する費用の算定の基本的考え方

耐震改修工事により、特定の専有部分が居住性等の影響を受ける場合、その影響に 対する費用の算定方法は、大きくは次の内容に区分して捉えることができる。

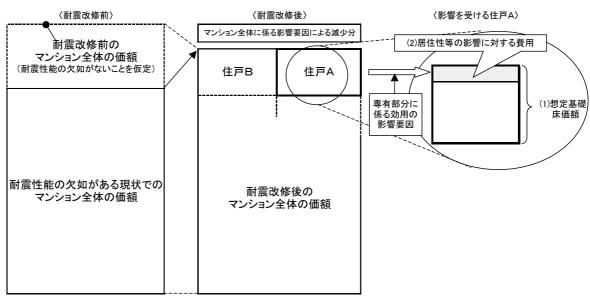
### (1) 想定基礎床価額の算定

特定の専有部分の居住性等の影響に対する費用を算定するための基礎となる床価額 (以下、「想定基礎床価額」という。)を求める。

# (2) 居住性等の影響に対する費用の算定

耐震改修工事による影響度合いを効用の増減割合に置き換え、想定基礎床価額に乗 ずることにより、特定の専有部分に係る居住性等の影響に対する費用を算出する。

# ■居住性等の影響に対する費用の算定方法(概念図)

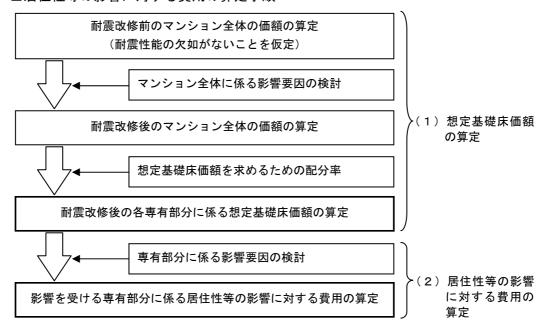


(注)「マンション全体の価額」とは一棟の建物及びその敷地の価額を意味する。

### 2. 居住性等の影響に対する費用の算定手順

居住性等の影響に対する費用を算定するまでの手順は次のとおりである。

# ■居住性等の影響に対する費用の算定手順



### (1) 想定基礎床価額の算定

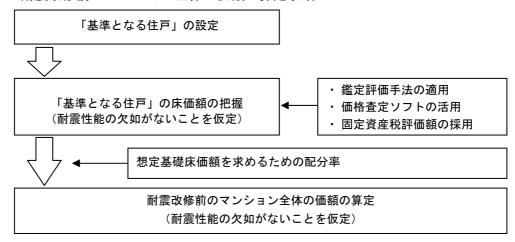
# ① 耐震改修前のマンション全体の価額の算定

まず、耐震性能の欠如がないことを仮定した、耐震改修工事前の一棟の建物及びその敷地の価額(以下、「マンション全体の価額」という。)を求めることが必要である。 この算定方法としては、いくつかの方法が考えられるが、最も合理的なものとして、 鑑定評価手法を適用することが考えられる。

比較的容易に周辺地域における類似分譲マンションの取引価格水準の把握が可能である場合には、例えば、(財)不動産流通近代化センターによる「中古マンション価格査定マニュアル(価格査定ソフト)」等を活用して「基準となる住戸(各住戸の床価額を求めるための算定上の基準住戸であり、任意に選定した住戸)」の床価額を求め、③に記述する想定基礎床価額を求めるための配分率を用いて、マンション全体の価額を求める方法が有効である。

また、区分所有者の合意が得られる場合には、「基準となる住戸」の床価額を当該住戸の最新の固定資産評価額をもって把握する方法も考えられる。

### ■耐震改修前のマンション全体の価額の算定手順



# ② 耐震改修後のマンション全体の価額の算定

耐震改修「前」のマンション全体の価額に対して、耐震改修工事の内容を踏まえ、マンション全体に係る効用の影響要因を考慮し、必要に応じて効用の増減割合を乗じてマンション全体の価額を修正することで、耐震改修工事「後」のマンション全体の価額を求める。効用の増減割合については、後述の「効用の増減割合の目安」を参考に判定する。

### ③ 耐震改修後の各専有部分に係る想定基礎床価額の算定

耐震改修後のマンション全体の価額を各専有部分に配分し、耐震改修後の各専有部分に係る想定基礎床価額を求める。具体的には、当該マンションの特性を考慮して選定した配分率を求め、耐震改修後のマンション全体の価額に乗じて、想定基礎床価額を算出する。

配分方法としては、主に次頁の3つの方法が考えられる。配分方法の選択に際しては、対象となる分譲マンションの分譲当初の販売価格、周辺地域の変化の程度、建築後の経過年数等を総合的に考慮して、最も妥当な配分方法を選択することが望ましい。

# ■想定基礎床価額を求めるための配分方法

配分方法	概要	特、徴、等
①専有面積割合	・専有面積の割合に基づき配分する方法	<ul> <li>・通常、分譲マンションは、敷地及び共用部分の 共有持分を専有面積割合に基づき定めている 場合が多いことから、簡便でかつ分かり易い配 分方法である。</li> <li>・築後の経過年数をかなり経た分譲マンション等 で、当初分譲価格に各専有部分の階層、位置等 の相違による効用格差が反映していない場合 には、有効な配分方法といえる。</li> </ul>
②分譲価額割合	・当初の分譲価額の割合に基づき配分する方法	・価値概念に基づく配分方法であり、経済合理性に則している。 ・実際に各区分所有者に是認された価額であり、 実証的である。 ・築後の経過年数が比較的浅く、周辺の状況等が 分譲当初から大きく変化していないような場合 には、有効な配分方法といえる。
③効用積数割合	・各専有部分の階層、位置等に よる価値格差を効用比とし て査定し、専有面積を乗じて 求めた効用積数の割合に基 づき配分する方法	・価値概念に基づく配分方法であり、経済合理性に則している。 ・効用比の査定を評価機関に依頼する場合には、 時間とコストがかかる。

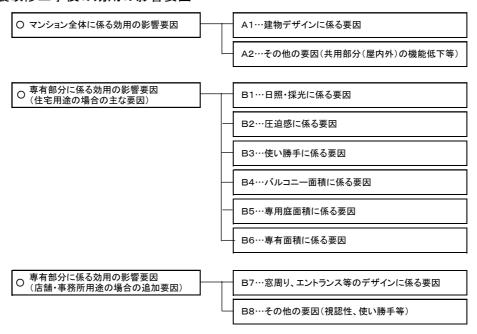
# (2) 居住性等の影響に対する費用の算定

想定基礎床価額が算定されたら、耐震改修工事の内容に応じた影響要因に係る効用の増減割合を判定し、これと想定基礎床価額をもとに、居住性等の影響に対する費用を求める。

# ① 検討すべき影響要因

効用の増減割合判定に係る影響要因としては、主に次のものが考えられる。

### ■耐震改修工事後の効用の影響要因



これらの影響要因については、採用する耐震改修工法に応じ、想定されるものを適切に選択することとなる。

例えば、耐震改修工事を実施した場合、具体的にマンション全体及び特定の専有部分が受ける影響要因としては次の要因が想定できる。

### 〇枠付き鉄骨ブレース補強を住戸の開口部に行う場合

- ・マンション全体への影響:建物デザインへの影響
- ・特定の専有部分への影響:日照・採光への影響、圧迫感、窓の開閉等に係る使い勝手への影響、専有面積の減少等

# 〇住戸内部に増打ち壁工法を採用する場合

- ・マンション全体への影響:基本的になし
- ・特定の専有部分への影響:居室の使い勝手への影響、専有面積の減少等

### ② 影響要因に係る効用の増減割合の判定

後述の「効用の増減割合の目安」を参考にしながら、選択した影響要因ごとに効用の増減割合を判定する。

# ③ 居住性等の影響に対する費用の算定

判定した効用の増減割合を、想定基礎床価額に乗じることにより、居住性等の影響に対する費用を算出する。

### 3. 算定式

特定の専有部分に係る居住性等の影響に対する費用の算定は、具体的には、次の算定式に基づき算出される。なお、これは住宅用途の場合を前提とした算定式であるが、店舗・事務所用途の場合も同様である。

### ■耐震改修後の各専有部分に係る想定基礎床価額の算定方法

①耐震改修後のマンション全体の価額 (PA)

$$P_A = P_B \times \alpha$$
 ※なお、 $\alpha = (1 + A1) \times (1 + A2)$ 

注: P<sub>B</sub> …耐震性能の欠如がないと仮定して求めたマンション全体の価額

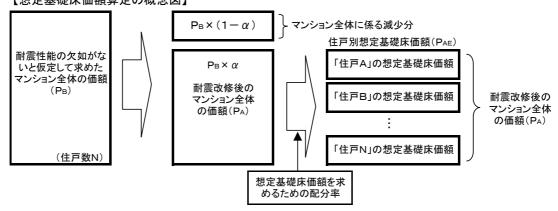
A1…建物デザインに係る効用の増減割合

A 2 … その他の要因に係る効用の増減割合(共用部分の機能低下等)

②耐震改修後の住戸別想定基礎床価額 (PAE)

 $P_{AE} = P_A \times 想定基礎床価額を求めるための配分率$ 

# 【想定基礎床価額算定の概念図】



### ■影響を受ける専有部分に係る居住性等の影響に対する費用の算定方法

③居住性等の影響に対する費用 (C)

# $C = C_1 + C_2$

注: C1 …専有面積以外の要因に係る費用

C。…専有面積の要因に係る費用

それぞれ以下の算定式で求める。

$$C_1 = P_{AE} \times (1 - \beta)$$

※なお、 $\beta = (1+B1) \times (1+B2) \times \cdots \times (1+B5)$ 

$$C_2 = P_{AE} \times \beta \times B6$$

B1…日照・採光に係る効用の増減割合

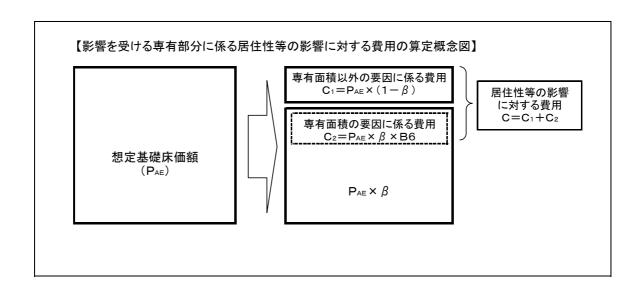
B 2 …圧迫感に係る効用の増減割合

B3…使い勝手に係る効用の増減割合

B4…バルコニー面積に係る効用の増減割合

B5…専用庭面積に係る効用の増減割合

B6…専有面積に係る効用の増減割合



### 【効用の増減割合の目安】

### (1) マンション全体に係る効用の影響要因

### ① 建物デザインに係る要因

例えば、耐震改修工事によりブレースやバットレス等が露出し、建物デザイン上の障害になっている場合には、建物の外壁劣化等に係る一般的な効用の減少割合を参考に、下表の値を目安に適用することが望ましい。なお、例えば、H型鋼による鉄骨ブレースではなく、デザイン面に配慮したパイプ型ブレース等による場合には、そのデザイン性を考慮して効用の減少割合を低く捉えることができる。

	障害なし	やや障害あり	障害あり
効用の減少割合の目安	0%	-1%	-2%程度

### ② その他の要因(共用部分(屋内外)の機能低下等)

例えば、耐震改修工事により、駐車場、屋外植栽スペース及び敷地内通路等が影響を受け、その面積が削減され、共用部分に係る機能が減殺される場合には、その程度を判断し、周辺の類似マンション等と比較して、劣るような状況となる場合には、下表の効用の減少割合を目安に適用することが望ましい。

	一定の水準を満たす	やや劣る	劣る
効用の減少割合の目安	0%	-1%	-2%程度

# (2) 専有部分に係る効用の影響要因

### ① 日照・採光に係る要因

例えば、耐震改修工事により、バルコニーの外側に外付けフレームを設置することにより、日照・採光が阻害される場合には、主たる居室(団欒の場となる居間、居間がない場合はダイニング等)であるか否かで区分して、次頁の表による効用の減少割合を目安として適用することが望ましい。

なお、枠付き鉄骨ブレース補強による場合は、上記に比較して日照等への影響は僅かであると判断できることから、主たる居室に影響を及ぼす場合のみを対象とする。

設置状況によ	る区分 (例示)	効用の減少 割合の目安	判定に際しての考え方			
外付けフレーム 補強の場合	①主たる居室の外 部に設置する場合	-1~-4%	・外付けフレームの設置により、通 常のバルコニーよりも庇が深くな ることで、日照・採光が阻害され る場合、その程度を勘案して減少			
イ (ブレース付きを含む)	②上記以外の居室の外 部に設置する場合	-1~-2%	制合を判定する。 ・但し、外付けフレーム補強による場合でも、突出部分が短く、日照等への影響がほとんどないと判断できる場合には当該要因を考慮す			
枠付き鉄骨ブレース 補強の場合	③主たる居室に設置す る場合	-1~-2%	る必要はない。 ・主たる居室以外については部屋の 専有面積割合等をも考慮して判定 する。			

# ② 圧迫感に係る要因

例えば、外付けフレームにブレースを設置する場合や窓枠にブレースを設置する場合には、前記の日照・採光阻害のほか、圧迫感による影響を考慮する必要がある。したがって、主たる居室の開口部前面に設置する場合とそれ以外の場合に区分し、下表の効用の減少割合を目安として適用することが望ましい。

なお、これはH型鋼による鉄骨ブレースを想定したものであることから、デザイン面に配慮したパイプ型ブレース等による場合には、そのデザイン性を考慮して効用の減少割合を低く捉えることができる。

設置状況によ	る区分 (例示)	効用の減少 割合の目安	判定に際しての考え方
外付けフレームに 鉄骨ブレースを設置	①主たる居室の開口部 前面にある場合	$-2\sim\!-5\%$	・設置するブレースの材質、形状、部材寸法、窓面に占める水平投影
する場合	②上記以外の居室の開口部前面にある場合	-1~-2%	面積、居室内部からの見え方等を 総合的に考慮して効用の減少割合 を判定する。
枠付き鉄骨ブレース	③主たる居室の開口部 にある場合	-3~-6%	・主たる居室以外については部屋の 専有面積割合等をも考慮して判定 する。
補強の場合	④上記以外の居室の開 口部にある場合	-1~-3%	

### ③ 使い勝手に係る要因

耐震改修工事により、専有部分の使い勝手が阻害されるケースとして以下があげられる。

- ・住戸内部のブレース設置等により、窓の開閉、バルコニーへの出入りに支障をきた す場合。
- ・柱、壁の新設又は増打ち等により、部屋間の出入りに支障をきたす場合。

- ・壁の増打ち等により、家電、家具等の収まりに支障をきたす場合。
- ・複数の部屋をまたぐブレース設置等により、居室の使い勝手に支障をきたす場合。

当該要因に係る専有部分への影響の程度は、耐震改修工事の内容如何によって大きく異なることから、個別の状況を踏まえて効用の減少割合を判定することを原則とするが、実務上判定が困難な場合には、他の要因とのバランスを考慮のうえ定めた下表の値を目安として採用することが望ましい。

	従来と同じ	やや支障あり	支障あり
効用の減少割合の目安	0%	-1~-2%	-3~-4%

# ④ バルコニー面積に係る要因

例えば、外付けフレーム補強工法を採用した場合には、バルコニー面積が増加又は 減少する場合が想定される。バルコニーは全体共用部分にあたり、専有面積には含ま れないが、一般に無償の専用使用部分とされ、専有部分と一体的に利用することが可 能であることから、その面積が大きい程専有部分の効用増に寄与することになる。し たがって、バルコニーの増加又は減少面積に一定の価値率を見込み、以下の算定式に より求めた効用の増減割合を採用することが望ましい。

なお、ルーフバルコニーについては、当該面積の大きさに応じて使用料が課される ことが一般的であることから、面積の増加又は減少に応じて使用料を見直したうえで、 次式により求めた効用の増減割合を採用することが望ましい。

# 効用の増減割合 = バルコニーの増加(又は減少)面積×価値率:注 改修前専有面積

注:増加又は減少する部分の面積が同一であっても、位置等によってその価値率は異なるが、一般的な価値率の目安として改修前専有面積に占める(ルーフ)バルコニー面積の割合に応じて以下の2通りとする。また、面積が減少することでバルコニーとしての機能を発揮しない場合にはその阻害の程度を考慮のうえ価値率を補正する。

・改修前の専有面積に占めるバルコニー面積の割合が 30%程度までの部分	価値率20~40%
・改修前の専有面積に占めるバルコニー面積の割合が 30%程度を超える部分	価値率 5~20%

# 〈効用の増減割合の算定例〉

旧耐震基準のマンションに係る各住戸の平均値を基に、専有面積  $60 \, \mathrm{m}^2$ 、バルコニー面積  $10 \, \mathrm{m}^2$ を前提として、価値率 30%とした場合の効用の増減価割合の目安は以下のとおりである。

ジョュー 王珪の	Ī	面積減少		面積増加				
バルコニー面積の 増加又は減少面積	3㎡以上 5㎡未満	1㎡以上 3㎡未満	1㎡未満の 減少・増加	1㎡以上 3㎡未満	3㎡以上 5㎡未満			
効用の増減割合の目安	-2%	-1%	0%	1%	2%			

# ⑤ 専用庭面積に係る要因

例えば、基礎免震工法や外付けフレーム補強を採用したことにより、専有部分に係る専用庭の面積が減少する場合には、前記バルコニーと同様の考え方に基づき、以下の算定式により求めた効用の減少割合を採用することが望ましい。なお、免震ピットの上部には、安全上エキスパンションジョイント等により、蓋をかけることを前提とする。

ルーフバルコニー同様、専用庭の専用使用に際しては、使用料が課されることが一般的であることから、面積の減少に応じて使用料の見直しを行う必要がある。

### 〈 効用の減少割合の算定例 〉

旧耐震基準のマンションに係る各住戸の平均値を基に、専有面積 60 ㎡、専用庭面積 30 ㎡を前提として、価値率 20%とした場合の効用の減少割合の目安は下表のとおりである。

専用庭の減少面積	14㎡以上 17㎡未満	11㎡以上 14㎡未満	8㎡以上 11㎡未満	5㎡以上 8㎡未満	2㎡以上 5㎡未満	2㎡未満
効用の減少割合の目安	-5%	-4%	-3%	-2%	-1%	0%

# ⑥ 専有面積に係る要因

例えば、柱、壁の新設又は増打ち、及び居室内部のブレース設置等により専有面積が増加又は減少する場合には、専有面積あたりの単価を同一とすれば、端的には専有面積の増減割合として把握することが可能であることから、次式に基づき効用の増減割合を求めることが望ましい。なお、増減する専有面積は、原則として、内法面積に基づき把握することが望ましい。

効用の増減割合 = 増減する専有面積 改修前専有面積

# ⑦ 店舗・事務所用途に係る追加的影響要因

店舗・事務所用途に係る効用の影響要因として、「窓周り、エントランス等のデザインに係る要因」及び「その他の要因(視認性、使い勝手等)」を例示したが、当該要因に係る特定の専有部分への影響の程度は、耐震改修工事の内容、当該専有部分の用途、階層、位置等により大きく異なることから、一律的に目安となる効用の増減割合を捉えることは困難である。したがって、前記住宅用途に係る効用の増減割合とのバランスを考慮のうえ、個別的な状況を踏まえ判定する必要がある。

# 〇参考資料:耐震改修工事に係る費用負担額の算定例

◆改修前マンションの概要

		_	$\stackrel{\sim}{}$	_	<del>~</del>					<u>~</u>	<u> </u>	_	$\stackrel{\sim}{}$		<u>~</u>		<u> </u>	~			_			
6 階建	20 戸	一	1額 (単価)	( 750 ∓⊞/㎡ )	( 750 ≠⊞/㎡ )	( 750 ≠⊞/㎡ )	( 750 ∓H/㎡)	( 743 ∓⊞/㎡)	( 743 ∓⊞/m³)	( 743 ∓円/㎡)	( 743 ∓⊞/㎡ )	( 735 ∓⊞/㎡)	( 735 ∓⊞/㎡)	( 735 ∓⊞/㎡)	( 735 ∓⊞/㎡)	( 728 ∓⊞/㎡ )	( 728 ∓⊞/㎡ )	( 728 ∓⊞/㎡ )	( 728 ∓⊞/㎡ )	( 720 ∓⊞/㎡)	( 720 ∓⊞/㎡)	( 720 ∓⊞/㎡)	( 720 ∓⊞/㎡)	( 735 午円/㎡)
建物階層	住 戸 数	<b>ト</b> 分比率・当初分譲価額	当初分譲価額	45,000 ∓H	45,000 ∓H	45, 000 ∓H	45, 000 ∓H	44, 550 ∓H	44, 550 ∓H	44, 550 ∓H	44, 550 ∓H	44, 100 ∓H	44, 100 ∓H	44, 100 ∓ H	44, 100 ∓H	43, 650 ∓H	43, 650 ∓H	43, 650 ∓H	43, 650 ∓H	43, 200 ∓H	43, 200 ∓H	43, 200 ∓H	43, 200 ∓H	882, 000 ∓H
リート造	1, 500. 00 ㎡	住戸別專有面積·土地共有持分比率	共有持分比率	60 /1200	60 /1200	60 /1200	00/1/09	00/1/09	00 /1 200	60 /1200	60 /1200	0071/09	0071/09	00/1/09	0071/09	0071/09	0071/09	0071/09	0071/09	0071/09	0071/09	0071/09	00 /1500	1200 /1200
鉄筋コンクリート造	1, 500	住戸別専有面	專有面積	60.00 m²	60.00 m	60.00 m	60.00 m²	60.00 m²	60.00 m²	60.00 m²	60.00 m²	60.00 m²	60.00 m²	60.00 m	60.00 m²	60.00 m²	60.00 m²	60.00 m²	60.00 m²	60.00 m²	60.00 m²	60.00 m²	60.00 m²	1, 200. 00 m
構造	床面積		住戸番号	601	602	603	604	501	502	503	504	401	402	403	404	301	302	303	304	201	202	203	204	1
建物	建物延床面積		盟盟		9	0			ш				_	+			ç	,			٠	1		‡a

※この算定例は、計算の流れを示すためのものであり、モデルマンション及び耐震改修工事費などの内容は全て仮定のものです。

〇計算上のモデルマンション:RC造 6階建て 20戸(専有面積60㎡/戸) 1Fピロティ、2F~6F住戸

〇耐震改修工法 窓枠外側のブレース補強工法を採用。 2階の住日は、ブレース補強及び壁・柱の増打ち補強。 3階・4階の住門は、ブレース補強のみ。 5階・6階の住戸は改修工事なし。

○バルコニー面積と専用庭面積の変化はない。

〇2階の住戸については、戸当たり80万円の仮住居費用・移転費用を経費として計上。

〇耐震改修工事費:72,000,000円(一戸当たり平均360万円を想定)

〇改修前の一棟の建物及びその敷地の価額(中古価額)については、当初分譲価額総額の50%になっているものとして設定。

〇想定基礎床価額を求めるための配分率として、当初分譲価額割合を採用。

〇費用負担に係る配分率は、共用部分の共有持分として専有面積割合を採用。

◆マンション全体に係る効用の影響専用の質

<u>(F</u>			<u> </u>		_	9
(H	9	「二十一年の一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	Sí	年体の1番額(PA) 注	a×d	436,590,000
	Р	11 14 16	及物質	哈萨泽	рхс	%66
	0	他の要因	に係る対用の	增減割合(A2)	100%+A3	100%
		401	に条	増減	Α2	8
	q	建物デザインに	係る対用の増	減割合(A1)	100%+A2	%66
		建物元	条63	減割	Α1	-1%
◆マンション全体に係る効用の影響要因の算	æ	投物町の	トンション全体	の価額(P <sub>8</sub> )		441,000,000
と体に係る		+	年年 国債へ ジョ	10		1,200.00
◆マンション4			建物名称			0000

注 後記「g 住戸別想定基礎床価格」の合計額であり影響を受ける専有部分に係る費用を考慮する前の額である。

シの続き)
ĵ,
で振
<b>美</b>
真
įO į
扣髂
用負
費
こ係る費用負担
:事等に
#
極工
震改
霍
巡
光
O 参
-

<b>( が ) ) ) ) ) ) ) ) ) )</b>	ラブン: を受ける	アン・ファイン・MJJXメージー ナイバーが 影響を受ける専有部分に係る費用の算定	明の算定																	(田)
										(C)影	響を受け	5專有部分	影響を受ける専有部分に係る居住性等の影響に対		する費用					
		4	ь		ء			<u></u>	專有面積 	(C1) 専有面積以外の要因に係る費用:	ゴニ係る	H	ε	5	<u> </u>	.C2) 専有面積の 。	ik	内に徐る費用		ď
盟	世 帝 忠	想定基礎床価額を 求めるための 配分率	s 住戸別想定基 礎床価額(P₄E)	田	·探光	Ħ	圧迫感	使い勝手	· *	 バルコニー面積		専用庭面積	(A)効用の 減少割合	居住性等の影響に対する費用(内訳1)	車有	責減少	(8) 松田 三巻(9) 本語の 一巻(4) 中海 一番(4) 中海 一番(4) 中海 一番(4) 中海	居住性等の影響 に対する費用 (内訳2)	居住性等の影響 に対する費用 (合計)	。 仮住居費用· 移転費用
		当初分譲価額÷一棟全 体の当初分譲価額	e×f	B1 1	100%+B1	B2	100%+B2	B3 10	100%+B3	B4 100	100%+B4 B5	5 100%+B5	5 100%-(h×i ×j×k×l)	e ×	B6 1	100%+B6		g×(100%-m)×p	b+u	
	601	0.051020408	22,275,000	Н	100%	%0	100%	%0	100%		$\forall$	$\forall$	%0	0	Н	100%	%0	0	0	0
9	602	0.051020408	22,275,000	800	100%	88	100%	%0%	100%	90%	+	+	808	0	4	100%	% o	0	0	0
	604	0.051020408	22.275.000	500	100%	56	100%	%0	100%		%0 %001	100%	50	0	5 6	100%	500	0	0	0
	501	0.050510204	22,052,200	$\perp$	100%	%0	100%	%0	100%	Ė	+	$\vdash$	%0	0	$\vdash$	100%	%0	0	0	0
ις	502	0.050510204	22,052,200	Н	100%	%0	100%	%0	100%	Н	Н	Ì	%0	0	Щ	100%	%0	0	0	0
,	503	0.050510204	22,052,200	_	100%	80	100%	%0	100%		100%	100%	800	0	60	100%	800	0	0	0
İ	404	0.050000000	21.829.500		%66	-3%	97%	-1%	%66 %66		+	ľ	2%	1.091.000	+	100%	50	0	1.091.000	0
4	402	0.050000000	21,829,500	$\vdash$	%66	-3%	82%	-1%	%66	0% 10	Н	H	5%	1,091,000	%0	100%	%0	0	1,091,000	0
	403	0.050000000	21,829,500	<u>~</u>	%66 66	% -	97%	<u>~</u>	%66	7	+	+	2%	1,091,000	80	100%	6	0	1,091,000	0
	404	0.050000000	21,829,500	_	% 66	% -7 -	97%	<u>~</u>	%66 866		+	7	5%	1,091,000	6	100%	8	0	1,091,000	0
	301	0.049489796	21,606,800	_	866	- C	8/6 %/0	2 a	98%	+	%00 %00	200 E	228	1,080,000	5 8	100%	ŝ	0	1,080,000	0
က	302	0.049489/96	21,606,800	2 2	989%	-2%	8/8 %/0	<u> </u>	98%	1	100%	1	032	1,080,000	5 8	100%	6 6		1,080,000	0
	304	0.049469796	21,000,000		%66	-3%	%/6	2 <u>2</u> 2	%66	+	+	1	35	1 080 000	+	100%	3 6		1 080 000	
	201	0.048979592	21.384.000	_	%66	-3%	97%	-1%	%66	0%	%00	100%	5%	1.069.000	Ť.	%66	1.8	203.000	1.272.000	800.000
·	202	0.048979592	21,384,000		%66	-3%	97%	-1%	%66			F	2%	1,069,000	⊢	%66	25	203,000	1,272,000	800,000
7	203	0.048979592	21,384,000	-1%	966	-3%	828	-1%	98%	0% 10		Ė	5%	1,069,000	-1%	%66	1%	203,000	1,272,000	800,000
	204	0.048979592	21,384,000	-1%	%66	-3%	81%	-1%	%66	_	H		5%	1,069,000	닏	%66	1%	203,000	1,272,000	800,000
合計	+	1.00000000000	436,590,000	ı		ı	ı		-				1	12,960,000	ı	1	1	812,000	13,772,000	3,200,000
◆住戸	別費用	◆住戸別費用負担額算定		1	# 4	H				Ê			Œ	_			<u>E</u>	<u>[]</u>		
				生尸別	住尸别货用其担银	- 1					4	<b>个缩左修</b> 缝	語さ今マユ							
		費用配分率	耐震改修工事費 の配分額		影響を受ける専有 費用の配3	rる専有; 引の配分	有部分に係る 3分額	· · ·	費用負担額	3額		主張とうまでま	エエニアドルメールへに借入金でまかなう場合			( 表 ( 元				
		+	3		>		>		×			>				Z				
聖	番号	費用負担に係る 配分率	住戸別工事費 配分額	居住 対する	居住性等の影響に 対する費用の配分額		仮住居・移転費 用の配分額	,転費 )額	費用負担額 合計	超		該当する区分所有者 への支払額	分所有者		区分所で費用	区分所有者への支払額との相殺 で費用負担額を請求する場合	√額との相終 末する場合	- SK		
		專有面積割合	一様全体の耐震改 修工事費×t		$\Sigma_{r \times t}$		Σs×t	4	M+^+n			1±s	s			×				
	601	0.050000000	3,600,000		99	688,600	16(	60,000	4,44	448,600			0				4,448,600	او		
9	602	0.050000000	3,600,000		19	009'889	16(	000091	4,44	4,448,600			0				4,448,600	،ام		
	603	0.050000000	3,600,000		9	009,889	16(	00000	4,44	4,448,600			0				4,448,600	واد		
	501	0.030000000	3,600,000		ő Ö	988 600	18	90,000	4,44	4,448,600							4,446,000	ol c		
-	502	0.05000000	3.600.000		189	38.600	160	000'09	4.44	4,448,600			0				4.448.600	o		
o	503	0.05000000	3,600,000	L	39	688,600	160	160,000	4,44	4,448,600			0				4,448,600	9		
	504	0.05000000	3,600,000		99	88,600	160	000'(	4,44	8,600			0				4,448,600	او		
1	401	0.050000000	3,600,000		63	88,600	160	000'09	4,44	4,448,600			1,091,000				3,357,600	او		
4	402	0.050000000	3,600,000		ő	688,600	100	160,000	4,44	4,448,600			1,091,000				3,357,600	وار		
	403	0.000000000	3,800,000		Ď	0098990	161	00000	4,44	4,448,600			1,091,000				3 357 600	ele		
	301	0.02000000	3,000,000		9	38 600	18	000	777	000.0			1 080 000				3 368 60	Į.		
	302	0.050000000	3,600,000		9	688,600	160	160,000	4.44	4.448.600			1,080,000				3,368,600			
m	303	0.05000000	3,600,000		139	688,600	160	000'09	4,44	4,448,600			1,080,000				3,368,600	0		
	304	0.050000000	3,600,000		99	38,600	160	000'0	4,44	8,600			1,080,000				3,368,60	Q		
	201	0.05000000	3,600,000		9	009'889	160	160,000	4,44	4,448,600			2,072,000				2,376,600	او		
~	202	0.05000000	3,600,000		ĩ	88,600	160	000'09	4,44	4,448,600			2,072,000				2,376,600	او		
	203	0.050000000	3,600,000		9	688,600	16(	160,000	4,44	4,448,600			2,072,000				2,376,600	وار		
	204	0.0000000000	3,600,000		و	88,600	100	90,000	4,44	4,448,600			2,0/2,000				2,3 /6,600	<u>⊇</u>   •		
(a)		1.0000000000	72,000,000		13,7	13,772,000	3,200,000	0,000	88,97	88,972,000			16,972,000				72,000,000			

# 別添2 耐震診断・耐震改修等に係る支援制度

注:ここに示した制度は平成 19 年 6 月 5 日現在のものである。最新の情報については、掲載している HP または各機関に問い合わせる必要がある。

### 1. 地方公共団体の相談窓口及び支援制度

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/index.html) 別表を参照。

# 2. 補助制度(住宅·建築物耐震改修等事業)

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/index.html)

- (1) 耐震診断に対する補助
- ① 補助対象

マンションの耐震診断に要する費用

### ② 補助対象となる費用の上限

マンションの延べ床面積	㎡あたりの費用
1,000 ㎡未満	2,000 円/m²
1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	1,500 円/㎡
2,000 ㎡以上	1,000 円/㎡

# ③ 補助率

・管理組合が実施する場合 耐震診断費用の2/3(国1/3、地方公共団体(市町村等)1/3)

- → 所有者が1/3を負担
- ・地方公共団体が実施する場合 耐震診断費用の全額(国1/2、地方公共団体(市町村等)1/2)
  - → 所有者負担無し

### (2) 計画策定に対する補助

① 補助対象

事業計画作成費、地盤調查費、建築設計費

② 補助率

計画策定費用の2/3 (国1/3、地方公共団体(市町村等) 1/3)

→ 所有者が1/3を負担

### (3) 耐震改修に対する補助

- ① 補助対象
  - 一定の要件\*を満たすマンションの耐震改修工事費

### \*一定の要件

- ・ 敷地がDID地区(人口集中地区)等にあること
- ・ 敷地に接する道路の中心線以内の面積が概ね 500 ㎡以上
- · 延べ床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上
- ・ 地上3階以上の耐火建築物又は準耐火建築物
- 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁の勧告又は指導を受けたもの(建築基準法に基づく命令を受けていないものに限る)。
- ・ 耐震改修促進法の耐震改修計画の認定または建築基準法の全体計画認定を受けた耐震改修工 事

等

# ② 補助対象となる費用の上限

47,300 円/m<sup>2</sup>×延べ床面積

ただし、免震工法、外付けフレーム工法等特殊な工法の場合、80,000 円/㎡×延べ 床面積

### ③ 実質補助率

耐震改修費用の 15.2% (国 7.6%、地方公共団体(市町村等) 7.6%)

ただし、以下の特例がある。

### ■緊急輸送道路沿道のマンションの場合

耐震改修費用の2/3 (国1/3、地方公共団体(市町村等) 1/3)

### <対象となるマンションの要件>

- ・地方公共団体の定める地域防災計画に位置づけられた一定の緊急輸送道路沿道にあること
- ・耐震診断の結果、Is値が 0.6 未満であること
- ・耐震改修促進法第6条第3号の政令で定める建築物であること(倒壊時に緊急輸送道路の幅員の2分の1以上を塞ぐおそれのあるもの)
- ・平成 27 年度までに耐震改修工事に着手したものであること 笠

### ■避難路沿道等のマンションの場合

耐震改修費用の1/3 (国1/6、地方公共団体(市町村等) 1/6)

<対象となるマンションの要件>

- ・地方公共団体の定める地域防災計画に位置づけられた一定の避難路の沿道又は避難地に隣接するもの若しくは耐震改修促進計画に位置づけられた避難路沿道のもの
- ・耐震診断の結果、Is値が 0.6 未満であること
- ・高さ 18m以上であること
- ・倒壊時に避難路の幅員2分の1以上を塞ぐおそれのあるもの、または、避難地にかかるおそれ のあるもの(高さ要件)
- ・平成27年度までに耐震改修工事に着手したものであること 笠
- 注:上記の補助制度を活用するためには、地方公共団体において補助制度が整備されていることが必要である。また、地方公共団体によっては要件や補助の内容が異なることもあるので、事前に地方公共団体の担当部署に相談することが必要である。地方公共団体における補助の整備状況は別表を参照。

### 3. 融資制度等

(1)独立行政法人住宅金融支援機構による耐震改修工事に対する共用部分リフォーム 融資(http://www.jhf.go.jp/)

融	資対:	<b>象者</b>	管理組合	1申込み	区分所有者申込み
保	₩証 ※	<b>%</b> 1	(財)マンション管理セ ンター保証	(社)全国市街地再開発 協会保証	保証人不要(金利内在)
	融資	率		80%	
融	資限	度額	150 万円/戸	1,000	万円/戸
融資 金利	期	1~10年	1.95%	1.95%	2.26%
並かり <b>※</b> 2	間	11~20年		2.73%	3.04%
J.	医済期	間	10 年以内	<b></b>	
J.	逐済力	法	元利:	均等または元金均等の毎	月償還
担	<u> </u>	保	担保	不要	借入者の所有する専有 部分に抵当権設定

※1:債務保証制度の詳細については、「3.債務保証制度」参照。管理組合申込みについては、上 記以外に公庫が保証能力があるとして適当と認めた者を保証人とできる場合があり、この場合 の担保は区分所有者全員の専有部分に抵当権を設定する。

※2:金利は平成19年6月5日現在

### 4. 債務保証制度

注:次の(1)(財)マンション管理センターによる債務保証、(2)(社)全国市街地再開発協会による債務保証(民間再開発促進基金)は、併用することが可能である。

- (1) (財) マンション管理センターによる債務保証(http://www.mankan.or.jp/)
- ① 保証対象

管理組合が実施するマンションの耐震改修等の共用部分のリフォームに係る独立行政法人住宅金融支援機構からの借入れ

### ② 保証金額

次のいずれか低い額。

- ・工事費の80%
- ·150 万円×住宅戸数
- ③ 保証期間

10 年以内

④ 担保・連帯保証人

不要

⑤ 保証料(保証額10万円当たり)

(単位:円)

保証期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
一般管理組合	507	792	1,076	1,356	1,634	1,910	2,183	2,453	2,721	2,986

<sup>\*</sup>マンションみらいネット登録管理組合など一定の管理組合について保証料引き下げ措置あり

### ⑥ 保証料支払い方法

一括払い

# (2)(社)全国市街地再開発協会による債務保証(民間再開発促進基金)

(http://www.uraja.or.jp/)

# ① 保証対象

管理組合が実施する避難路沿道等マンション\*について、次に掲げる費用に係る借入れ

- ア)調査設計計画費(初動期資金)
- イ)耐震改修資金(耐震改修費用)(費用が 150 万円×住宅戸数を超える事業に限る) \*住宅・建築物耐震改修等事業のうち避難路沿道等マンションの補助対象要件を満たすもの

# ② 保証金額

- ア)調査設計計画費(初動期資金)
  - 1億円/件
- イ) 耐震改修資金 (耐震改修費用)

総借入額の 80%以内(「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく基本計画区域内で行われる事業については90%以内)

# ③ 保証期間

20 年以内

### ④ 担保・連帯保証人

不要(担保または連帯保証人をつけることも可)

### ⑤ 保証料

借入期首残高に対し年0.3%(連帯保証人又は担保のいずれかがある場合は年0.2%)

# ⑥ 保証料支払い方法

年払い

# ⑦ その他

耐震改修資金については、地方公共団体が保証料の1/2相当額の助成を行うこと が条件

### 5. 税制

### (1) 住宅に係る耐震改修促進税制

### ■所得税額の特別控除

個人が平成 20 年 12 月 31 日までの間に、一定の計画区域内(下記※) において、旧耐震基準(昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準)により建築された住宅の耐震改修を行った場合には、その耐震改修費用の 10%相当額(20 万円を上限)を所得税額から控除することができる。

なお、本特例は、耐震改修工事に係る住宅ローン減税((2)を参照)との重複適用 が可能である。

### ※住宅耐震改修のための一定の事業を定めた以下の計画の区域

- ア) 地域住宅特別措置法第6条第1項に規定する地域住宅計画(住宅耐震改修に関する補助事業で以下の要件を満たすものが定められている場合に限る。)
  - ①地域住宅交付金を充てて行われる住宅耐震改修事業で地方公共団体から住宅耐震改修を行う者に対する補助金の額が、耐震改修工事費用の10%相当額以上(ただし、工事費用が300万円以上の場合は1戸当たり30万円以上)、及び1戸当たり20万円以上であること(工事費用が20万円未満の場合はその費用の額)
  - ②補助金額の算定にあたり、税額控除の額を差し引くこと
- イ) 耐震改修促進法第5条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画
  - ①都道府県が国の補助金を受けて行う耐震改修事業であること
  - ②補助金額の算定にあたり、税額控除の額を差し引くこと
- ウ) 地方公共団体が地域の安全を確保する見地から住宅の耐震改修について定めた計画
  - ①当該地方公共団体が地域の安全を確保する見地から行う耐震改修事業であること
  - ②補助金額の算定にあたり、税額控除の額を差し引くこと
- 注:対象物件がこれらの地域内かどうかが不明な場合には、地方公共団体の建築部局又は住宅部局 に確認すること。

### ・主な要件

- <既存住宅の要件>
  - ①申請者の居住の用に供する住宅であること
  - ②昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準により建築された住宅で、現行の耐震基準に適合していないものであること
- <耐震改修の要件>
  - ③現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であること

### ■固定資産税額の減額措置

昭和57年1月1日以前から所在していた住宅について、一定の耐震改修を行った場合には、その住宅に係る固定資産税(120 ㎡相当部分まで)の税額が以下の通り減額される。

耐震改修工事の完了時期		減額措置の内容
平成 18 年~平成 21 年	3年間	
平成 22 年~平成 24 年	2 年間	左記の期間、固定資産税額を2分の1に減額
平成 25 年~平成 27 年	1 年間	

### ・主な要件

- <既存住宅の要件>
  - ①昭和57年1月1日から所在する住宅であること
- <耐震改修の要件>
  - ②現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であること
  - ③耐震改修に係る費用が30万円以上であること

# <その他>

④耐震改修工事完了後3ヶ月以内に、市町村へ証明書等の必要書類を添付して 申告すること

### (2) 住宅ローン減税

住宅の耐震改修工事等をした場合、一定期間住宅ローン等の年末残高の一定割合を 所得税額から控除する(控除率と控除期間は下記①又は②のいずれかの選択制)。

	①	2
控除率及び控除期間	1~ 6年目:1.0%	1~10 年目:0.6%
控除期間	7~10 年目:0.5%	11~15 年目:0.4%
住宅借入金等の年末残高	10 年間	15 年間
最大控除額	200 万円 (平成 19 年に工事した者の場合)	同左

# ・ 主な要件

- ①申請者の居住の用に供する住宅であること
- ②工事後の家屋の床面積が50㎡以上であること
- ③耐震改修を含めた一定の増改築等で工事に要した費用が 100 万円超であること

都道府県	jų j	也方公共団体等の窓口	支援策の内容	助成対象	主な要件	助成(融資)內容
北海道	札幌市	都市局建築指導部 建築安全推進課 011-211-2867	耐震診断(構造計算書調査)	管理組合	・市内の分譲マンション ・市内の分譲マンション ・RC、SRC、S造 ・昭和56年6月1日以降に確認済証及び検査済証の交付を受けたもの ・住宅以外の部分が延べ床面積の1/2未満 ・確認通知書に添付された各種図面、構造計算書等がある こと	- 補助率: 2/3以内 - 限度額: 簡易調查 40,000円 詳細調查 550,000円
北海道	旭川市	都市建築部 建築指導課 0166-25-8597	耐震補強等	居住者	・満60歳以上の方が住む住宅(マンションの場合は専用部)	·限度額:10~50万円
北海道	旭川市	都市建築部 建築指導課 0166-25-8597	利子補給	居住者	•市税完納者	・取扱金融機関の貸付に対する利子補給 ・貸付限度額:200万円
北海道		(社)北海道マンション 管理組合連合会 011-232-2381	マンションアト゛ハ゛イサ゛ーの 派遣	管理組合	-	・マンション管理士の派遣 ・無料(原則1組合1回)
宮城県	仙台市	都市整備局住環境部 住環境整備課住宅政策係 022-214-8330	分譲マンション管理 相談 ①マンション管理士 と建築士 ②弁護士	管理組合	・②年度内1回限度	①月例相談毎月第3土曜日13:00~16:00(要予約) ②平日10:00~17:00(希望日の7日前までに要予約)
宮城県	仙台市	都市整備局住環境部 住環境整備課建築防災係 022-214-8323	耐震診断 (市の診断士派遣)	管理組合	- 昭和56年5月31日以前 - 木造以外 - 分譲マンションで過半が住宅	- 補助対象: 耐震予備診断 - 診断費用: 231,000円/棟(定額) 補助対象: 207,900円、補助率: 1/2(上限1,000円/m2)、総 合負担: 1割(23,100円)
埼玉県	川口市	都市計画部 建築審査課 048-258-1110	耐震診断	管理組合	・昭和56年以前に建築されたマンション ・定期報告を行なっていること(対象のみ)	·補助率:1/2 ·限度額:予備診断10万円、本診断65万円
埼玉県	川口市	都市計画部 建築審査課 048-258-1110	耐震改修	管理組合	・昭和56年以前に建築されたマンション ・定期報告を行なっていること(対象のみ) ・原則として市内業者が施行すること	·補助率:15.2% ·限度額:200万円
埼玉県	戸田市	都市整備部 建築課 048-441-1800	耐震診断	居住者	・昭和56年以前に建築されたマンション	・限度額:耐震診断に要した費用の1/2以内で一戸当たり2 万円で、かつ一棟当たり100万円を限度額とする。
埼玉県	朝霞市	都市建設部 建築課 048-463-2585	耐震診断	管理組合等	建築確認を取得した市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された建築物で市内にある建築士事務所の診断を受けること。	・補助率: 1/2以内 ・限度額: 戸数に2万円を乗じた額まで
埼玉県	朝霞市	都市建設部 建築課 048-463-2585	耐震改修	管理組合等	上記の耐震診断補助を受けた建築物で、市内にある建 設業者が施工すること。	・補助率: 1/5以内 ・限度額: 戸数に30万円を乗じた額まで
埼玉県	志木市	都市整備部 建築課 048-473-1111	耐震診断	管理組合	・違反建築物でないこと。 ・税金等完納者。 - 市内の建築士が行う診断	・補助率:1/2 ・限度額:20,000円/戸
埼玉県	志木市	都市整備部 建築課 048-473-1111	耐震改修	管理組合	・市内業者によって改修すること	・補助対象: 耐震改修工事 ・補助率: 1/5 ・限度額: 30万円/戸
埼玉県	富士見市	建設部 建築指導課 049-251-2711	利子補給	居住者	·市内1年以上在住 ·税金完納者	・融資額の1%利子補給 ・限度額:工事費の8割以内で10万円以上300万円まで。共 用部分の改良工事は30万円まで。
埼玉県	さいたま巾	建築総務課 048-829-1539	耐震診断	管理組合	-昭和56年5月31日以前の分譲マンション	・補助率・1/2又は25,000円/戸どちらか低い額 ・限度額:100万円
埼玉県	さいたま市	建築総務課 048-829-1539	耐震改修	管理組合	・昭和56年5月31日以前の分譲マンション ・DID地区内 ・緊急輸送道路沿道	・補助率:15.2% ・限度額:700万円
埼玉県	さいたま市	建築総務課 048-829-1539	耐震性の調査	管理組合	-昭和56年6月1日以降の分譲マンション	·補助率:2/3 ·限度額:20万円
千葉県	市川市	街づくり部 地域街づくり推進課 047-334-1336	利子補給	居住者	- 2年以上居住 - 所得制限	・年1%相当額の利子補給(5年間)
十葉県	市川市	街づくり部 建築指導課 047-334-1434	耐震診断	管理組合	・昭和56年5月31日以前に建築された地上3階建て以上、かつRC造、SRC造义はS造で延べ床面積が300㎡以上のもの	・補助率: 耐震診断士に支払った額の1/2 ・限度額: 30万円
千葉県	船橋市	建設局建築部 建築指導課 047-436-2672	耐震診断助成	管理組合	- 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した分譲マンション	<ul> <li>・補助対象:予備診断及び本診断</li> <li>・機度額:連繁士等に支払った額の2/3</li> <li>・限度額:ア備診断1棟 あたり34,000円、本診断1位戸あたり40,000円とし1棟あたり180万戸を限度</li> </ul>
千葉県	浦安市	市民経済部 住宅課 047-351-1111	利子補給	管理組合	・支援機構等融資を受けること	・年196相当額の利子補給 ・10年以内
千葉県	千葉市	都市局建築部住宅政策課 (住環境対策室) 043-245-5896	耐震診断	管理組合	・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準に基づき設計・建設されたもの	・補助率:3分の2以内 ・限度額:予備診断 34,000円 本診断 160万円又は4万円×戸数
千葉県	千葉市	都市局建築部住宅政策課 043-245-5810	耐震改修	管理組合	・(独)住宅金融支援機構の融資	・(独)住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム ローン」の融資に対する利子補給(限度5年間)
千葉県	千葉市	都市局建築部住宅政策課 043-245-5849	管理組合の運営等 に関する相談窓口	管理組合 区分所有者	・事前予約	・弁護士・建築士・建築設備士・マンション管理士・管理組合 役員経験者による無料相談。
千葉県	千葉市	都市局建築部住宅政策課 043-245-5849	建築士・マンション管 理士等の派遣	管理組合	-事前予約	・建築士やマンション管理士による出張無料相談。
東京都	千代田区	まちづくり推進部建築指導課 住環境整備主査 03-3264-2111	マンション安全・安心整備助成	所有者·管理組合	・住民税の滞納なし ・管理組合等は、管理規約が整備され、総会・理事会でマンシン安全・安心整備について議決され、費用について予算 措置がされていること ・建築基準法の他の関係法令に適合していること ・半数以上が住宅として使用されていること ・専門業者による工事であること	・補助対象:階段及びその踊り場の手すり設置 ・補助率:設置費の1/3 ・限度額:100万円 ・補助対象:エルベーラ地震時管制運転装置の設置 ・補助率:設置費の1/3 ・限度額:30万円/台

都道府県	1	也方公共団体等の窓口	支援策の内容	助成対象	主な要件	助成(融資)内容
東京都	千代田区	まちづくり推進部 建築指導課建築審査主査(構造) 03-3264-2111	〈緊急〉千代田区マン ションの耐震診断特別 助成事業	-	・分譲マンション、賃貸マンション (建築年次は問わない)	-250万円かつ費用の1/2
東京都	千代田区	(財)まちみらい千代田 03-3233-3223	マンション計画修繕調査費助成	管理組合	・建築後8年以上経過のマンション	・限度額:調査費の1/2又は限度額(50万円)のいずれか低い方(1回限り)
東京都	中央区	(財)中央区都市整備公社 まちづくり支援第一課 03-3561-5191	分譲マンション計画修 繕調査費助成	管理組合	-	- 調査費の1/3、又は限度額の低い方 ①建物の防水・壁面・鉄部等 ア 60戸以下 26万円 イ 120戸以下 36万円 ウ 121戸以上 47万円 ②給排水管 規模に関わりなく16万円
東京都	中央区	(財)中央区都市整備公社 まちづくり支援第一課 03-3561-5191	分譲マンション修繕エ 事助成	管理組合	-	・債務保証に要する保証料額(※) ・「建物の住戸数×10,500円」と「70万円」のいずれか低い 額
東京都	中央区	(財)中央区都市整備公社 まちづくり支援第一課 03-3561-5191	分譲マンションアドバイ ザ−制度利用助成	管理組合	-	-(財)東京都防災・建築まちづくりセンターが定めているアドパイ ザー制度利用料金の全額
東京都	中央区	都市整備部 建築課構造係 03-3546-5459	中央区建築物耐震診断助成制度	-	・昭和56年5月31日以前に建築された中央区内に存する木 造以外の建築物	・100万円かつ費用の4/10
東京都	港区	(財)港区住宅公社 03-3593-5687	分譲マンション共用部 分リフォーム融資の債 務保証料助成事業 制度(マンション改良)	管理組合	・マンション管理センターに債務保証を委託すること	・(財)マンション管理センターに支払った債務保証料額以内(上限150万円)
東京都	港区	環境・街づくり支援部 都市計画課定住支援担当 03-3578-2346	耐震診断	所有者	・旧耐震の住宅・共同住宅・病院等	・補助対象: 耐震診断費 ・補助率: 65%、70% ・限度額: 10~250万円(用途、規模による)
東京都	港区	環境・街づくり支援部 都市計画課定住支援担当 03-3578-2346	耐震診断	所有者	・新耐震後の共同住宅、住宅の用途に供する非木造建築 物	- 補助対象: 耐震診断費 - 補助率: 65% - 限度額: 50万円
東京都	港区	環境・街づくり支援部 建築課構造係 03-3578-2111	耐震診断助成事業	-	・昭和56年5月31日以前に建築された住宅・共同住宅・病院 等	・非木造 100万~200万円かつ費用6.5/10 ・延べ面積5000㎡以上かつ仕戸数60戸以上の共同住宅は 住戸数に対応して200~250万円
東京都	新宿区	都市計画部 住宅課 03-5273-3567	住宅建設資金融資 あっせん	一般	・20歳~完済時70歳未満(承継償還制度あり) ・返済額年収の20%以下 ・建設・購入はパリアフリーが条件	・建設・購入 1,500万円 ・増改築(修築) 300万円 ・増改築(がリアリー) 500万円 ・増改築(耐震補強) 1,000万円
東京都	新宿区	都市計画部 住宅課 03-5273-3568	リフォーム促進事業	一般	・20歳~完済時70歳未満(承継償還制度あり) ・返済額年収の20%以下 ・義務教育終了前の子を扶養・同居する世帯(出産予定も 同)	- 増改築(ファミリー世帯向け) 1,500万円
東京都	新宿区	都市計画部 建築課建築防災係 03-5273-3745	新宿区非木造住宅 等の耐震化助成事 業	所有者または所有 者の承諾を得たもの	・昭和56年以前に建築されたS造・RC造・SRC造の住宅または共同住宅(ワンルームマンションは除く)、ほか	・要した費用の1/2かつ5万円/戸 ・上限200万円
東京都	新宿区	都市計画部 建築課建築防災係 03-5273-3745	新宿区新耐震基準 マンション等の耐震 化助成事業	所有者または所有 者の承諾を得たもの	①昭和56年以降に建築されたS造・RC造・SRC造の住宅 または共同住宅(ワンルームマンションは除く) ②延べ面積1000㎡以上かつ5階建て以上のもの、ほか	・要した費用の1/2かつ5万円/戸 ・上限200万円
東京都	文京区	都市計画部 住宅課 03-5803-1238	住宅修築資金融資 あっせん	一般・高齢心身障・ 環境共生	・20~70歳未満 ・返済能力 ・住民税の滞納なしなど	・修繕、増築、設備改善、マンションリフォーム 500万円 ・高齢者・心身障害者のためのエ事、ブロウ塀の改修、太陽 熱温水器設置、太陽光発電システム、防水板設置、水害り災 各500万円
東京都	文京区	都市計画部 建築課構造担当 03-5803-1264	文京区建築物 耐震診断助成制度	-	・昭和56年以前に建築された民間の建築物 ただし、違反建築物で現に是正指導を受けているものを除 く ・耐火又は準耐火建築物であり、1000㎡以上 ・地階を除く階数が3階以上の共同住宅(分譲マンションに 腹る)	・要した費用の2/10(上限100万円)
東京都	台東区	都市づくり部 住宅課 03-5246-1367	住宅修繕資金融資 あっせん	一般	・最終償還時75歳未満 ・区内居住1年以上など	・改装 300万円 ※工事費の80%限度
東京都	台東区	都市づくり部 住宅課 03-5246-1367	住宅修繕資金融資 あっせん(マンション共 用部分)	一般	・最終償還時75歳未満 ・区内居住1年以上など	・100万円 ※工事費の80%以内
東京都	台東区	都市づくり部 住宅課 03-5246-1217	マンション計画修繕調 査費助成制度(マンショ ン共用部分)	管理組合	・マンションが区内にあり、住宅として使用されていること ・管理組合の規約が整備されていることなど	- 調査費の1/3、又は限度額のいずれか低い方 ①建物調査 50戸以下 30万円 51~100戸 44万円 101戸以上 67万円 22給拌水調査 100戸以下 19万円 101戸以上 29万円
東京都	台東区	都市づくり部 建築課構造係 03-5246-1335	安全で安心して住め る建築物等への助 成(耐震診断)	所有者または使用 者	・昭和56年以前に建築された非木造建築物 ・区民税の滞納がないこと	•10万円
東京都	墨田区	都市計画部 建築指導課事務·住宅担当 03-5608-6264	住宅修築資金融資 あっせん	一般·高齢心障·災 害対策·騒音対策	・20歳以上 ・所得1,200万円以下 ・区内居住1年以上など	・増改築・修繕・模様替え・改良 (上限各500万円)の融資あっ旋及び利子補助
東京都	墨田区	都市計画部 建築指導課耐震化担当 03-5608-6269	分譲マンションリフォーム ローン償還助成(マンショ ン改良)	管理組合	・支援機構の「マンション共用部分リフォームローン(管理組合の申込みに限る)」の融資を受けた管理組合 ほか	・支援機構融資利率の1%相当額
東京都	墨田区	都市計画部 建築指導課耐震化担当 03-5608-6269	分譲マンション計画修 繕調査支援制度(マン ション改良)	管理組合	・建築後5年以上経過した分譲マンション ・管理規約が整備されていること ・管理組合の集会で調査の決議 ほか	・調査費の1/3(上限50万円)
東京都	墨田区	都市計画部 建築指導課 <b>耐震化</b> 担当 03-5608-6269	墨田区民間建築物 耐震診断助成	管理組合等	・昭和56年5月31日以前に着工した建築物	・分譲マンションは150万円かつ費用の1/2以内
東京都	江東区	都市整備部 建築調整課建築防災担当 03-3647-9217	マンション耐震診断 <del>支援</del> 助成	管理組合	・耐震診断と耐震補強にかかる費用に対して助成を行う	・150万円かつ費用の1/2

都道府県	h	也方公共団体等の窓口	支援策の内容	助成対象	主な要件	助成(融資)内容
		まちづくり事業部	住宅修築資金融資		・20歳以上	
東京都	品川区	住宅課 03-5742-6776	あっせん(マンション改 良)	個人	・20歳以上 ・所得1,200万円以下 ・所得返済額の3倍以上	-上限1,000万円
東京都	目黒区	都市整備部 建築課 03-5722-9642	目黒区建築物 耐震診断助成 (非木造)	建築物所有者、管理 組合(住民税・固定 資産税完納者)	・昭和56年5月31日以前に建築された住宅・共同住宅等で 建築基準法に適合	・耐震診断費用の1/2(上限60万円)
東京都	目黒区	都市整備部 建築課 03-5722-9642	目黒区建築物 耐震改修助成 (非木造)	建築物所有者、管理 組合(住民税・固定 資産税完納者)	・目黒区建築物耐震診断を受けた建築物	・耐震改修費用の3/10(上限150万円)
東京都	目黒区	都市整備部 住宅課 03-5722-9878	住宅修築資金融資 あっせん(団体融 資)(マンション改良)	法人格を有する管理 組合・居住者の代表 者	・管理組合等の決議 ・返済能力がある ・修繕積立金を良好に積み立てている	•700万円以内
東京都	大田区	まちづくり推進部 建築審査課建築相談担当 03-5744-1615	大田区耐震診断 ·耐震改修助成事業	対象建築物の所有 者。	- 昭和66年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物であること。 ・区の診断助成を受け、構造耐震指標が木造1.0、非木造 0.6以上となる耐震改修工事となること	・診断に要する費用の2/3以内(上限: 木造住宅100万、非 木造住宅150万、マンションその他の非木造350万円)
東京都	大田区	まちづくり推進部 住宅課 03-5744-1343	住宅修築資金融資 あっせん制度(資金 貸付)	個人	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物で、区の診断助成を受け、改修助成を受けられなかった住宅・20~70歳未満(完済時)・前年所得1,000万円以内・返済額の4倍以上の収入がある・住民税の滞納なし	・修繕 450万円以内
東京都	世田谷区	都市整備部 建築調整課 03-5432-1111	世田谷区建築物耐震診断助成	区内に存する対象 建築物を所有する区 分所有建築物の代 表者	・昭56年6月1日より前に建築確認を受けて建て、建築基準 法に適合している建築物(木造在来工法で階数2以下の住宅を除く)	・主構造非木造 -100万円かつ費用7/10
東京都	世田谷区	都市整備部 建築調整課 03-5432-1111	分譲マンション耐震 改修アドバイザー派 遣	管理組合等	区で実施している建築物耐震診断助成を受け、耐震改修 工事が必要であること	耐震改修アドバイザーを無料で派遣(4回程度)
東京都	渋谷区	都市整備部 地域整備課 03-3463-1211 内2709	住宅修築資金融資 あっせん	一般·災害対策	・償還完了時満75歳未満 ・返済能力があること ・区内居住1年以上 ・住民税滞納なしなど	-500万円 ※マンションの共用部分に対しても利用可 (上限100万円)
東京都	渋谷区	都市整備部 地域整備課 03-3463-1211 内2709	共同住宅耐震補強 エ事資金の融資に 係る利子補給	管理組合	・昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンション・耐震診断に基づく耐震補強工事を行なう	・500万円×共同住宅戸数又は5000万円のいずれか低い方 ・利子補給率2.1%
東京都	渋谷区	都市整備部 建築課構造係 03-3463-1211 内2668	建築物耐震診断 助成事業	対象建築物所有者	・昭和56年5月31日以前建築の非木造の共同住宅	・非木造 ・100万円かつ費用1/2
東京都	中野区	都市整備部 建築分野建築防災·指導担当 03-3228-5576	中野区非木造共同 住宅耐震診断助成 事業	管理組合 所有者	・昭和56年5月31日以前に建築した非木造共同住宅で耐火 建築物又は準耐火建築物	・上限750万円 ・1000~2000円/㎡
東京都	杉並区	都市整備部 住宅課住宅施策推進係 03-3312-2111	住宅修築資金融資 あっせん	個人(マンション共用部 分)	・一般に同じ ・個人負担分のみ融資対象	・上限300万円
東京都	杉並区	都市整備部 住宅課住宅施策推進係 03-3312-2111	住宅修築資金融資 あっせん	個人(マンション共用部 分)	・障害者等同居世帯・耐震改修の場合 ・個人負担分のみ融資対象	-上限500万円
東京都	杉並区	都市整備部 建築課建築防災係 03-3312-2111	木造以外の建物に 関する耐震化支援 事業(耐震相談アド バイザー派遣)	区内に存する分譲マ ンションの管理組合 代表者	・昭和56年5月31日以前に建築された木浩以外の建物(※ 住宅については、平成20年3月までは昭和56年6月1日以 降のものも対象)	・全額区が負担
東京都	杉並区	都市整備部 建築課建築防災係 03-3312-2111	木造以外の建物に 関する耐震化支援	区のアドバイザー派 遣を受けたもので簡 易診断の必要があ るとの報告を受けた もの	・昭和56年5月31日以前に建築されたマンション(※平成20年3月までは昭和56年6月1日以降のものも対象)	・全額区が負担
東京都	杉並区	都市整備部 建築課建築防災係 03-3312-2111		区のアドバイザー派 遣を受けたもので精 密診断の希望するも の	・昭和56年5月31日以前に建築された木造以外の建物(※ 住宅については、平成20年3月までは昭和56年6月1日以 降のものも対象)	分譲マンションの場合、診断費用の1/2(上限150万円限度)
東京都	杉並区	都市整備部 住宅課住宅施策推進係 03-3312-2111	木造住宅以外の既 存住宅耐震改修工 事助成	区の「耐震診断費助 成(精密診断)」を受 けたもの	・昭和56年5月31日以前に建築された木造以外の住宅	分譲マンションの場合、改修費用の1/2(上限200万円限 度)
東京都	杉並区	都市整備部 建築課建築防災係 03-3312-2111	木造住宅以外の建 物に関する耐震化 支援事業(耐震相談 アドバイザー派遣)	区内に存する木造 以外の建物の所有 者	平成56年5月31日以前に建築された木造以外の建物(※住宅については、平成20年3月までは平成56年6月1日以降のものも対象)	全額区が負担
東京都	杉並区	都市整備部 建築課建築防災係 03-3312-2111	木造住宅以外の建 物に関する耐震化	区のアドバイザー派 遣を受けたもので精 密診断の希望するも の	平成56年5月31日以前に建築された木造以外の建物(※住宅については、平成20年3月までは平成56年6月1日以降のものも対象)	診断費用の1/2(上限30万円限度)
東京都	杉並区	都市整備部 住宅課住宅施策推進係 03-3312-2111		区の「耐震診断費助 成(精密診断)」を受 けたもの	平成56年5月31日以前に建築された木造以外の住宅	改修費用の1/2(上限50万円限度)
東京都	北区	まちづくり部 住宅課 03-3908-9201	住まい改修支援(融 資あっせん)	一般	・70歳以下(完済時) ・返済能力があること ・融資対象住宅の所有者	·利子補給率 年2.0% ·限度額600万円
東京都	北区	まちづくり部 住宅課 03-3908-9201	マンション建替修繕計画支援事業	管理組合	・組合の議決	・分譲マンシンア・バイサー 1.3万円~2万円 ・劣化診断 20%(上限20万円) ・アスペスト調査診断 50%(上限10万円)
東京都	北区	まちづくり部 住宅課住宅計画係 03-3908-9201	マンション建替・修繕計画支援事業	管理組合	・昭和56年5月31日以前に着工した分譲マンション	- 耐震調査費 - 100万円かつ費用1/3
東京都	北区	まちづくり部 住宅課住宅計画係 03-3908-9201	マンション耐震化支援事業	管理組合	・昭和56年5月31日以前に着工した分譲マンション	・簡易診断及び耐震相談 ・アドバイザー派遣 ・無料

和学中国		********	+##**	Dh # + + 4		Dis prilit / TEL 1/20 \ value prilits
都道府県	#	也方公共団体等の窓口	支援策の内容	助成対象	主な要件	助成(融資)内容
東京都	荒川区	都市整備部 住環境整備課管理·住宅係 03-3802-3111 内2824	住宅増・修築資金融 資あっせん(マンション 改良)	一般・高齢心身障 害・個人	・20~80歳以下(宗済時) ・所得1,200万円以下 ・対象となる住宅に引続1年以上居住 ・分譲型共同住宅専用・共用部分 ・住民税等の滞納なし	·增築·修築 20~500万円
東京都	荒川区	都市整備部 住環境整備課建築相談係 03-3802-3111内2826	分譲マンション耐震 診断事業	管理組合または代 表者	<ul><li>・昭和56年5月末日以前に建築確認を得て建築した建築物</li></ul>	・100万円かつ費用1/2
東京都	板橋区	都市整備部 建築指導課建築防災係 03-3579-2579	板橋区建築物の耐 震診断経費の 助成に関する要綱	-	・昭和56年5月31日以前のS・RC・SRC造の一般建築物	・45万円かつ費用1/4
東京都	練馬区	まちづくり調整担当部 建築審査課構造係 03-5984-1934	耐震診断・改修等へ 助成など	区内の個人・法人	・昭和56年5月以前の建築物 ・住民税等を滞納していない	・戸建住宅への無料診断、100万円改修助成 ・特定建築物、公共建築物(幼稚園、福祉施設等)への助成
東京都	練馬区	都市整備部 住宅課 03-3993-1111 内8882	住宅修築資金融資 あっせん(マンション改良)	個人	·20~70歳 ·所得1200万円以下	•10万円~500万円
東京都	足立区	都市整備部 住宅課 03-3880-5939	住宅改良助成事業 (マンション改良)	管理組合	・対象工事は段差解消などを中心とした改修に限る	・対象工事金額の10%(上限30万円)
東京都	足立区	都市整備部建築担当部長付開発指導課耐震相談係 03-3880-5317	分譲マンション耐震助成	管理組合	・耐震診断 指定した耐震診断法により実施すること。 ・耐震改修工事 昭和58年5月31日以前の分譲マンション 耐震診断助成を受け、補強が必要と判断されたもの 耐震必修計画について専門機関による評定を取得したもの 現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であるこ と。	・耐震診断 診断費用の1/2以下で限度額100万円 ・耐震改修工事 耐震改修費用の1/3以下で限度額1,000万円
東京都	葛飾区	都市整備部 建築課構造係 03-5654-8360	民間建築物 耐震診断助成制度	管理組合	・葛飾区内にある昭和56年5月31日以前のもの ・診断結果で危険なものは、耐震性向上を図ること	・補助率: 2/3 ・限度額: 面積による
東京都	江戸川区	福祉部 すこやか熟年課 03-5662-0043	住まいの改造助成 (熟年者)	熟年者	・60歳以上 ・直に介護を必要としている熟年者	・助成上限無し
東京都	江戸川区	福祉部 障害者福祉課 03-5662-0052	住まいの改造助成 (障害者)	身障者	・60歳未満 ・真に介護を必要としている障害者	・助成上限無し
東京都	江戸川区	福祉部 障害者福祉課 03-5662-0062	心身障害者住宅整 備資金貸付	心障者	<ul><li>・返済能力があること</li><li>・区内居住3ヶ月以上</li><li>・区民税の滞納なしなど</li></ul>	·新築·購入·増改築(上限550万円)
東京都	江戸川区	都市開発部 建築指導課構造設備係 03-3652-1151	分譲マンション 耐震 診断助成事業	管理組合等	・昭和56年5月31日以前に建築確認を取得している、3階以上の耐火建築物又は準耐火建築物	- 対象額の2/3を上限 ・1000㎡以下:2000円/㎡ ~2000㎡以下:1500円/㎡ 2000㎡~:1000円/㎡
東京都	立川市	都市整備部 住 宅 課 042-523-2111	住宅建築資金等利 子補給制度	一般	・20~75歳以下(完済時) ・世帯合計所得が600万円以下 ・市内居住2年以上など	·建築·購入·增改築·修繕(上限800万円)
東京都	武蔵野市	都市整備部 住宅対策課 0422-60-1905	民間住宅 耐震診断助成制度	-	・昭和56年以前に建てられた市内の民間住宅であるもの	・非木造で地階を除き3階以上かつ延べ床面積1000㎡以上・100万円かつ費用1/2 ※上記以外の非木造については20万円かつ費用1/2
東京都	武蔵野市	都市整備部 建築指導課 0422-60-1877	民間建築物 耐震診断助成制度	-	①昭和56年以前に建築された住宅を除く民間建築物 ②昭和57年以降に建築された民間住宅	非木造において ・一般診断20万円 ・簡易診断15万円 かつ費用1/2
東京都	三鷹市	都市整備部 まちづくり建築課 0422-45-1151 内2867	住宅パリアフリー改修 助成制度	一般	・市内居住 ・市内建築業者に発注など	・バリアフリー改修工事 ※工事費の20%(上限15万円)
東京都	三鷹市	健康福祉部 高齢者支援室 0422-45-1151 内2624	三鷹市高齢者自立 支援住宅改修給付 事業	高齢者	・住宅改修予防給付:介護保険で「非該当(自立)と認定された力」 ・住宅設備改修給付:介護保険の要介護状態にあり改修又 は設置が必要と認められる力 ・階段昇降機合付:介護保険の要介護状態にあり改修又は 設置が必要と認められる方	・住宅改修予防給付 介護保険住宅改修に準ずる費用の90% (上限20万円) ・住宅設備改修給付 費用の90% (上限給付内容により10.6万円~37.9万円) ・階段昇降機給付 世帯の住民放及び所得により費用の80%又は50% (上限給付内容により87.6万円~185.4万円)
東京都	三鷹市	健康福祉部 高齢者支援室 0422-45-1151 内2625	住宅改修アドバイザー	高齢者	-概ね65歳以上	・利用者負担無し
東京都	青梅市	建設部管理課 0428-22-1111	住宅整備資金融資	一般	-	·增改築 1,000万円
東京都	青梅市	建設部管理課 0428-22-1111	住宅リフォーム資金融 資	一般	·20~70歳以下 ·所得1,200万円以下	-リフォーム 200万円
東京都	府中市	生活文化部 住宅勤労課 0423-35-4457	分譲マンション耐震 診断助成事業	管理組合等	未定	未定
東京都	昭島市	市民部 生活コミュニティ課 042-545-0230	市民生活資金融資 あっせん	一般	・償還能力 ・市内居住1年以上 ・市民税の滞納なし	・住宅・附帯設備の補修・改築のみ (上限各100万円)
東京都	調布市	都市整備部 住宅課 042-481-7141	住宅資金融資あっ せん	一般	・最終償還時70歳未満 ・所得700万円以下 ・市内居住2年以上など	·新築·購入·中古 各500万円 ·增改築·修繕·造園工事·太陽熱利用温水器 各300万円
東京都	町田市	建設部 住宅課 042-709-0579	住宅改修助成	一般	- 改修工事着手前に申請 - 対象住宅所有及び居住 - 市民税の滞納なし	·耐久性向上改修工事·加齡对応型柱宅改修工事·二世帯住宅改修工事·環境共生任宅改修工事 ·改修工事に要し,无餘費の5/100以内 ·同一時期の複合実施は総額の5/100以内 (上限各10万円)

都道府県	Ħ	也方公共団体等の窓口	支援策の内容	助成対象	主な要件	助成(融資)内容
東京都	小金井市	都市整備部 まちづくり推進課 042-387-9861	住宅増改築資金 あっせん	一般·環境共生	· 偿還能力 · 市内居住1年以上 · 市民税の完納	・増築・改築・修繕・模様替え・太陽光発電設備等の設置 400万円(上限工事見積額の80%)
東京都	小平市	市民生活部 地域文化課 042-346-9532	住宅改良資金融資 あっせん	一般・高齢身障	·20~65歳以下(最終償還時) ·所得500万円以下	·增改築 200万円 (高齢者·心身障害者 各300万円)
東京都	日野市	健康福祉部 生活福祉課 042-585-1111	住宅改良資金	一般·高齢心障	·所得700万円以下(一般600万円以下) ·市内居住1年以上	
東京都	東村山市	市民部 産業振興課 042-393-5111	住宅修改築費補助 制度	一般	·市内在住·対象住宅所有 ·市·都民税、固定資産税完納	・修改築工事 工事費の5%(上限10万円)
東京都	国分寺市	市民生活部 経済課 042-325-0111	住宅改修資金融資 あっせん	一般·環境共生	・市内居住3年以上 ・市民税の滞納なしなど	- 増築・改築・修繕 各400万円 - 太陽熱利用温水器設置 50万円 (ソーラーシステム含む)
東京都	狛江市	市民部 産業生活課 03-3430-1112	住宅資金融資あっせん(マンション改良)	— 般	-	・増築・改築・修繕 各500万円 (上限工事費の80%)
東京都	東大和市	生活環境部 市民生活課 042-563-2111	住宅改善資金融資 あっせん	一般	・20~70歳未満 ・所得500万円以下 ・市内居住1年以上など	・増改築・修繕・エネルギー資源の節約を推進する工事 ・所得額の1/2 (上限200万円)
東京都	東大和市	市民部 産業振興課 042-563-2111	住宅リフォーム資金助 成	一般	・市内在住・対象住宅の所有者 ・市税の滞納なし ・市の他の補助金を受けていない ・過去に当該補助金を受けていない	・改築・修繕・模様替 市内の建設業者(15万円以上の工事) ※工事費の5%(上限10万円)
東京都	清瀬市	市民生活部 経済課 0424-92-5111	住宅改良資金融資 あっせん	一般	・25~65歳以下 ・所得700万円以下市内居住2年以上など	- 床面積122㎡以下の自己居住用住宅 30~300万円(上限工事費の80%)
東京都	武蔵村山巾	生活環境部 産業振興課 042-565-1111 内222	生活資金(住宅用資金)融資	一般	・20歳以上 ・市内居住1年以上など	・建設・購入・増築・改築・修繕 各500万円上限
東京都	武蔵村山市	生活環境部 産業振興課 042-565-1111 内223	住宅リフォーム資金補 助金	一般	- 市内在住・対象住宅の所有者 - 市税の滞納なし - 市の他の補助金を受けていない - 過去に当該補助金を受けていない	<ul> <li>・修繕・改修・増築 市内の建設業者(20万円以上の工事) 7万円(上限工事費の5%) ※商品券で全額支給</li> </ul>
東京都	多摩市	くらしと文化部 住宅課 042-338-6817	住宅リフォーム資金補助	<b>一般</b>	・市民及び市外在住者で市内の中古住宅を購入し、リフォーム 後直ちに市民となり、引き続き市内に居住する者 ・市税の滞納なし、・市内の施工業者	・住宅の耐震補強工事・二世帯対応改修工事・ハリアリー対 応型改修工事・環境共生対応改修工事 ・50万円以上の工事で、見積額又は工事金額のいずれか 少ない方の額の10。 (上限30万円、環境共生対応改修工事は上限15万円) ※ハリアリー対応型改修工事は20万円以上の工事
東京都	多摩市	くらしと文化部 住宅課 042-338-6817	多摩市非木造住宅 耐震診断助成制度	対象建築物の所有者または管理組合	·昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたS造・RC造・S RC造の民間非木造住宅(延べ面積の過半が住宅の用途 であること)	・5万円×戸数、かつ100万円以内かつ費用1/2
東京都	稲城市	生活環境部 経済課 042-378-2286	生活資金融資あっ せん	一般	・20歳以上 ・所得600万円以下 ・市内居住1年以上及び同一事業所勤続1年以上 など	·新築·增築·改築·修繕 300万円
東京都	羽村市	建設部 施設計画課 042-555-1111	住宅資金融資	一般	<ul><li>・70歳以下(完済時)</li><li>・所得600万円以下</li><li>・市内居住2年以上</li></ul>	·建設·購入·中古 各400万円 ·增改築 300万円
東京都	瑞穂町	高齢者福祉課 高齢者福祉係 042-557-7623	高齢者自立支援住 宅改修給付事業	高齢者	住宅改修予防給付:介護保険で「非該当と認定された者」 住宅設備改修給付:介護保険の要介護、要支援及び非該 当と認定された者のうら身体機能の低下に伴って、既存の 設備での使用が困難な者	住宅改修予防給付: 200,000円 住宅設備改修給付: 浴槽の取替等379,000円、流し・洗面台 の取替等156,000円
東京都	奥多摩町	地域整備課 管理係 0428-83-2111	若者住宅資金利子 補給	一般(若者)	・20歳~50歳以下 ・奥多摩町内に定住すること	・建設・購入・改築 金融機関等からの融資額 500万円以上
神奈川県	横須賀市	建築指導課 046-822-8319	耐震診断	管理組合	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受け着工したもの	- 補助率: 2/3 - 限度額: 12万円/棟
神奈川県	相模原市	建築審査課 042-769-8254	耐震診断	管理組合	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受け着工したもの	- 補助率: 1/2 - 限度額: 3万円/戸
神奈川県	横浜市	まちづくり調整局 建築企画課 045-671-2943	耐震診断	管理組合	・昭和56年5月末日以前 ・区分所有法が適用される分譲マンション	<ul><li>予備診断:無料</li><li>本診断:診断費用の1/2(上限3万/戸)</li></ul>
神奈川県	横浜市	まちづくり調整局 建築企画課 045-671-2943	耐震改修	管理組合	- 本市制度による本診断の結果、耐震改修が必要と判定されたもの ・延べ面積1,000㎡以上、 ・地上3階以上	・建築設計費の2/3 ・防災性能強化工事費の1/3(耐震改修工事費限度額8万 /㎡ *免震工法の場合10万/㎡)
神奈川県	横浜市	まちづくり調整局 住宅計画課 045-671-4083	利子補給 (マンション共用部分耐 震改修工事)	管理組合	・支援機構融資を受けること	・利子補給対称限度額: 150万円/戸、工事費の80%のいずれか少ない額。 ・利子補給率: 借入金利と同率
神奈川県	横浜市	まちづくり調整局 住宅計画課 045-671-4083	マンションアド'パイザー の派遣	管理組合	-	- マンション管理士等の派遣。 2回まで無料、以降1万円/回(最大6回)
神奈川県	横浜市	まちづくり調整局 住宅計画課 045-671-4083	検討支援	管理組合	・マンション再生活動を行うこと及びその経費について管理 組合総会で議決していること。	・建替えや大規模改修の初動期検討活動費用の1/2かつ 30万円以内(最大5年)
神奈川県	川崎市	まちづくり局市街地開発部 住宅整備課 044-200-2997	マンション耐震診断費用補助事業制度	管理組合	・昭和56年5月31日以前に確認通知書等の交付を受け、かつ検査済証を有している旧耐需基準の市内分譲マンション	- 耐震診断費用の2/3以下で、かつ - 予備診断は1棟当たり6万円を限度、一般診断及び精密診 断は1戸当たり3万円を限度 - 補助率: 2/3
神奈川県	川崎市	まちづくり局市街地開発部 住宅整備課 044 200 2997	マンション管理 窓口相談・現地相談	管理組合	・市内の分譲マンション	・NPO法人の協力による窓口無料相談、現地相談は1回まで無料
神奈川県	川崎市	まちづくり局市街地開発部 住宅整備課 044-200-2997	マンション管理 セミナー	管理組合	・市内の分譲マンション	・年2回開催 ・管理組合の運営・管理規約などのソフト面と長期修繕計 画・大規模修繕工事などのハード面の講演を行う

都道府県	jt j	也方公共団体等の窓口	支援策の内容	助成対象	主な要件	助成(融資)内容
新潟県	新潟市	建築部 建築行政課 025-226-2837	耐震診断	管理組合	・RC、SRC、S造地上階数3以上かつ延べ床1,000㎡以上 等	- 補助対象: 予備診断 - 補助率: 2/3以下 - 限度額: 14万円/棟 - 補助対象: 本診断 - 補助率: / 2以下 - 限度額: 3万円/戸かつ150万円/棟
新潟県	新潟市	建築部 建築行政課 025-226-2837	耐震改修	管理組合	・RC、SRC、S造地上階数3以上かつ延べ床1,000㎡以上かつDID地区内 ・耐震改修促進法の規定に基づく改修認定を受けたもの	・建築設計費の2/3以下・防災性能強化工事費の23%の2/3以下
石川県	金沢市	都市整備局定住促進部 建築指導課 076-220-2326	耐震診断	事業者	・昭和56年5月31日以前に建築された建築物	·補助率:1/3 •限度額:100万円
石川県	金沢市	都市整備局定住促進部 建築指導課 076-220-2326	耐震設計	事業者	・昭和56年5月31日以前に建築された建築物	·補助率:1/6 -限度額:50万円
石川県	金沢市	都市整備局定住促進部 建築指導課 076-220-2326	耐震改修	事業者	・昭和56年5月31日以前に建築された建築物	・補助率: 7.6% ・限度額: 47,300円/㎡
岐阜県	岐阜市	建築指導室 058-565-4141	耐震診断	管理組合	-	・補助対象: 耐震診断 ・補助率: 2/3 - 耐震診断の限度額: 1,500千円
岐阜県	岐阜市	建築指導室 058-565-4141	耐震改修	管理組合	・住宅・建築物耐震改修等事業の補助要件に適合するもの	・補助対象: 耐震改修工事費×23% ・補助率: 7/10 ・耐震改修工事費の限度額: 47,300円/㎡
岐阜県	大垣市	建築課 0584-81-4111	耐震診断	管理組合	-	- 補助率: 2/3 - 耐震診断の限度額: 1,500千円
岐阜県	大垣市	建築課 0584-81-4111	耐震改修	管理組合	・住宅・建築物耐震改修等事業の補助要件に適合するもの	・補助対象: 耐震改修工事費×23% ・補助率: 7/10 ・耐震改修工事費の限度額: 47,300円/㎡
岐阜県	高山市	都市整備課 0577-35-3159	耐震診断	管理組合	-	- 補助率: 2/3 - 耐震診断の限度額: 1,500千円
岐阜県	高山市	都市整備課 0577-35-3159	耐震改修	管理組合	・住宅・建築物耐震改修等事業の補助要件に適合するもの	・補助対象: 耐震改修工事費×23% ・補助率: 7/10 ・耐震改修工事費の限度額: 47,300円/㎡
岐阜県	多治見市	開発指導課 0572-22-1111	耐震診断	管理組合	・昭和56年5月31日以前の建築物	・補助率: 2/3 ・耐震診断の限度額: 1,500千円
岐阜県	美濃巾	都市整備課 0575-33-1122	耐震診断	管理組合	-	- 補助率·2/3 - 耐震診断の限度額:1,500千円
岐阜県	美濃市	都市整備課 0575-33-1122	耐震改修	管理組合	・住宅・建築物耐震改修等事業の補助要件に適合するもの	- 補助対象: 耐震改修工事費×23% - 補助率: 7/10 - 耐震改修工事費の限度額: 47,300円/nf
岐阜県	瑞浪市	都市計画課 0572-68-2111	耐震診断	管理組合	-	- 補助率: 2/3 - 耐震診断の限度額: 1,500千円
岐阜県	瑞浪市	都市計画課 0572-68-2111	耐震改修	管理組合	・住宅・建築物耐震改修等事業の補助要件に適合するもの	- 補助対象: 耐震改修工事費×23% - 補助率: 7/10 - 耐震改修工事費の限度額: 47,300円/㎡
岐阜県	各務原市	建築指導課 058-383-1482	耐震診断	管理組合	-	・補助率:2/3 ・耐震診断の限度額:1,500千円
岐阜県	各務原市	建築指導課 058-383-1482	耐震改修	管理組合	・住宅・建築物耐震改修等事業の補助要件に適合するもの	- 補助対象: 耐震改修工事費×23% - 補助率: 7/10 - 耐震改修工事費の限度額: 47,300円/㎡
岐阜県	可児市	建築指導課 0574-62-1111	耐震診断	管理組合	_	・補助率:2/3 ・耐震診断の限度額:1,500千円
岐阜県	可児市	建築指導課 0574-62-1111	耐震改修	管理組合	・住宅・建築物耐震改修等事業の補助要件に適合するもの	- 補助対象: 耐震改修工事費×23% - 補助率: 7/10 - 耐震改修工事費の限度額: 47,300円/㎡
岐阜県	養老町	建築指導課 0584-32-1100	耐震診断	管埋組合	-	・補助率:2/3 ・耐震診断の限度額:1,500千円
岐阜県	養老町	建築指導課 0584-32-1100	耐震改修	管理組合	・住宅・建築物耐震改修等事業の補助要件に適合するもの	- 補助対象: 耐震改修工事費×23% ・補助率: 7/10 ・耐震改修工事費の限度額: 47,300円/㎡
岐阜県	垂井町	建設課 0584-22-1151	耐震診断	管理組合	-	<ul><li>・補助率: 2/3</li><li>・耐震診断の限度額: 1,500千円</li><li>・補助対象: 耐震改修工事費×23%</li></ul>
岐阜県	垂井町	建設課 0584-22-1151	耐震改修	管理組合	・住宅・建築物耐震改修等事業の補助要件に適合するもの	・補助率:7/10 ・耐震改修工事費の限度額:47,300円/㎡
岐阜県	揖斐川町	建設課 0585-22-2111	耐震診断	管理組合	-	- 補助率: 2/3 - 耐震診断の限度額: 1,500千円 - 補助対象: 耐震改修工事費×23%
岐阜県	揖斐川町	建設課 0585-22-2111	耐震改修	管理組合	・住宅・建築物耐震改修等事業の補助要件に適合するもの	・補助率:7/10 ・耐震改修工事費の限度額:47,300円/㎡
岐阜県	大野町	建設課 0585-34-1111	耐震診断	管理組合	-	- 補助率: 2/3 - 耐震診断の限度額: 1,500千円 - 補助対象: 耐震改修工事費×23%
岐阜県	大野町	建設課 0585-34-1111	耐震改修	管理組合	・住宅・建築物耐震改修等事業の補助要件に適合するもの	*補助対象: 耐機改修工事質×23% ・補助率: 7/10 ・耐震改修工事費の限度額: 47,300円/㎡

都道府県	地方公共団体等の窓口 支援第		支援策の内容	助成対象	主な要件	助成(融資)内容
岐阜県	北方町	都巾環境農政課 058-323-1114	耐震診断	管理組合	-	・補助率:2/3 ・耐震診断の限度額:1,500千円
岐阜県	北方町	都市環境農政課 058-323-1114	耐震改修	管理組合	・住宅・建築物耐震改修等事業の補助要件に適合するもの	- 補助対象: 耐震改修工事費×23% - 補助率:7/10 - 耐震改修工事費の限度額:47,300円/㎡
岐阜県	坂祝町	産業建設課 0574-26-7111	耐震診断	管理組合	-	-補助率:2/3 -耐震診断の限度額:1,500千円
岐阜県	坂祝町	産業建設課 0574-26-7111	耐震改修	管理組合	・住宅・建築物耐震改修等事業の補助要件に適合するもの	·補助対象: 耐震改修工事費×23% ·補助率:7/10 ·耐震改修工事費の限度額:47,300円/㎡
岐阜県	富加町	産業建設課 0574-54-2114	耐震診断	管理組合	_	・補助率: 2/3 ・耐震診断の限度額: 1,500千円
岐阜県	富加町	産業建設課 0574-54-2114	耐震改修	管理組合	・住宅・建築物耐震改修等事業の補助要件に適合するもの	- 補助対象: 耐震改修工事費×23% - 補助率:7/10 - 耐震改修工事費の限度額:47,300円/㎡
静岡県	静岡市	建築指導課 054-221-1238	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前建築	- 補助率: 2/3 - 基準額: ① 延面~1,000㎡は2,000円/㎡ ② 返面: 1,000㎡~2,000㎡は1,500円/㎡ ③ 返面 2,000㎡~3,000㎡は1,000円/㎡
静岡県	静岡市	建築指導課 054-221-1238	耐震改修	事業者	・昭和56年5月以前建築 ・3階以上かつ延面1,000㎡以上	・当該事業に要する経費×23%と延面×47,300円/㎡(免震工法等になる場合は、80,000円)の23%を比較していずれか少ない額の2/3
静岡県	熱海市	建築住宅課 0557-86-6427	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	・補助率:1/6 ・限度額:1,000円/㎡
静岡県	伊東市	建築住宅課 0557-36-0111	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	・補助率:1/6 ・限度額:1,000円/㎡
静岡県	沼津市	建築指導課 055-934-4759	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	- 補助率: 1/6 - 限度額: 1,000円/㎡
静岡県	沼津市	建築指導課 055-934-4759	耐震改修	事業者	・昭和56年5月以前の建築物 ・敷地500㎡・地上3階・準耐火・延1,000㎡以上	·補助対象率: 23% ·補助率: 2/3 · 限度額: 47,300円/㎡
静岡県	三島市	建築指導課 055-983-2644	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	・補助率:1/6 ・限度額:1,000円/㎡
静岡県	三島市	建築指導課 055-983-2644	耐震改修	事業者	・昭和56年5月以前の建築物 ・敷地500㎡・地上3階・準耐火・延1,000㎡以上	•補助対象率: 23% •補助率: 2/3 •限度額: 47,300円/㎡
静岡県	御殿場市	建築住宅課 0550-82-4224	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	- 補助率:1/6 - 限度額:1,000円/㎡
静岡県	裾野市	建築住宅室 055-995-1856	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	・補助率:1/6 -限度額:1,000円/㎡
静岡県	伊豆の国市	安全対策課 055-948-1412	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	・補助率:1/6 ・限度額:1,000円/㎡
静岡県	函南町	都市計画課 055-979-8117	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	•補助率:1/6 -限度額:1,000円/㎡
静岡県	清水町	総務課 055-981-8205	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	- 補助率: 1/6 - 限度額: 1,000円/㎡
静岡県	長泉町	建設計画課 055-989-5521	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	·補助率:1/6 -限度額:1,000円/㎡
静岡県	小山町	都市整備課 0550-76-6105	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	・補助率:1/6 ・限度額:1,000円/㎡
静岡県	富士宮市	建築指導課 0544-22-1229	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	・補助率:1/6 ・限度額:1,000円/㎡
静岡県	富士市	建築指導課 0545-55-2903	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	-補助率:1/6 -限度額:1,000円/㎡
静岡県	富士川町	建設課 0545-81-4809	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	・補助率:1/6 -限度額:1,000円/㎡
静岡県	島田市	建築住宅課 0547-36-7193	耐震診断	事業者	-昭和56年5月以前の建築物	・補助率:1/6 ・限度額:1,000円/㎡
静岡県	焼津市	建築指導課 054-626-2102	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	・補助率:1/6 ・限度額:1,000円/㎡
静岡県	藤枝市	建築住宅課 054-643-3481	耐震診断	事業者	-昭和56年5月以前の建築物	・補助率:1/6 ・限度額:1,000円/㎡
静岡県	岡部町	建設都市課 054 667 3426	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	·補助率:1/6 -限度額:1,000円/㎡
静岡県	大井川町	建設都市課 054-662-0581	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	•補助率:1/6 •限度額:1,000円/㎡

都道府県	Ħ	也方公共団体等の窓口	支援策の内容	助成対象	主な要件	助成(融資)内容
静岡県	川根町	地域振興課 0547-53-4588	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	•補助率:1/6 • 服废額:1,000円/㎡
静岡県	御前崎市	都市計画課 0537-85-1123	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	·補助率:1/6 •限度額:1,000円/πἴ
静岡県	牧之原市	都市整備課 0548-53-2633	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	·補助率:1/6 ·限度額:1,000円/㎡
静岡県	牧之原市	都市整備課 0548-53-2633	耐震改修	事業者	・昭和56年5月以前の建築物 ・敷地500㎡・地上3階・準耐火・延1,000㎡以上	·補助対象率: 23% ·補助率: 2/3 · 限度額: 47,300円/㎡
静岡県	吉田町	都市建設課 0548-33-2161	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	·補助率:1/6 ·限度額:1,000円/㎡
静岡県	磐田市	建築住宅課 0538-37-4899	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	·補助率:1/6 ·限度額:1,000円/㎡
静岡県	掛川市	建築住宅課 0537-21-1152	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	·補助率:1/6 ·限度額:1,000円/㎡
静岡県	袋井市	防災課 0538-44-3108	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	·補助率:1/6 ·限度額:1,000円/㎡
静岡県	菊川市	都市計画課 0537-35-0932	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	·補助率:1/6 ·限度額:1,000円/㎡
静岡県	菊川市	都市計画課 0537-35-0932	耐震改修	事業者	・昭和56年5月以前の建築物 ・敷地500㎡・地上3階・準耐火・延1,000㎡以上	·補助対象率:23% ·補助率:2/3 ·限度額:47,300円/㎡
静岡県	浜松市	建築行政課 053-457-2471	耐震診断	事業者	・昭和56年5月以前の建築物	・補助率:1/6 - 限度額:1,000円/㎡
静岡県	浜松市	建築行政課 053-457-2471	耐震改修	事業者	・昭和56年5月31日以前の建築物	・補助率:2/3 ・耐震診断にかかる費用の限度額:1,000円/㎡~2000円/ ㎡
静岡県	湖西市	都市住宅課 053-576-4549	耐震診断	事業者	・昭和56年5月31日以前の建築物 ・敷地500㎡・地上3階・準耐火・延1,000㎡以上	- 補助対象率: 耐震改修工事費×23% ・補助率: 2/3 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
愛知県	愛知県	建築担当局 建築指導課 052-954-6586	耐震改修	市町村	・市町村が所有者等に補助すること	・補助率: 改修工事費の1/6かつ市町村が補助する額の1/4 以内 ・限度額: 47,300円/㎡の23%
愛知県	愛知県	建築担当局 建築指導課 052-954-6586	耐震診断	市町村	・市町村が所有者等に補助すること	・補助率:診断費の1/6かつ市町村が補助する額の1/4以内・限度額:面積に応じ1000円から2000円/㎡
愛知県	名古屋市	住宅都市局建築指導部 建築指導課 052-972-2921	耐震診断	区分所有者等	・昭和56年5月31日以前着工 ・管理組合の合意	(参斯賽根底籍:①延べ面積1000㎡未満 2,000円/㎡、 20100㎡以上2,000㎡未満 1,500円/㎡、 32,000㎡以上 1,000円/㎡) 1,460円/㎡) ・補助率:2/3 ・限度額:50,000円/戸
愛知県	名古屋市	住宅都市局建築指導部 建築指導課 052-972-2921	耐震改修設計	区分所有者等	·昭和56年5月31日以前着工 ·耐震改修認定	・補助率:2/3 ・限度額:なし
愛知県	名古屋市	住宅都市局建築指導部 建築指導課 052-972-2921	耐震改修工事	区分所有者等	·昭和56年5月31日以前着工 ·耐震改修認定	- 補助対象: 耐震改修工事費×23% (工事費限度額: 大規模47,300円/戸、小規模32,600円/戸) - 補助率: 2/3 - 限度額: 大規模50万円/戸、小規模30万円/戸
愛知県	岡崎市	都市整備部 建築指導課 0564-23-6810	耐震診断	所有者又は管理組合 合 (再計算は管理組合)	s56.5.31以前に着工の共同住宅(耐震診断) s56.6.1以降に着工の分譲マンション(再計算) 耐火・準耐火・延べ1000㎡以上、地上3階以上(共通)	耐震:診断費の2/3又は120万円のいずれか低い額 再計算:再計算費の2/3又は60万円のいずれか低い額
愛知県	豊田市	都市整備部 建築相談課 0565-34-6649	耐震診断	管理組合	現に居住用として使用されているRC造分譲マンション(耐震 診断はS56.5.31以前着エ)	補助率:診断費・再計算費の2/3 限度額:診断費120万円、再計算60万円
愛知県	知多市	建設部 都市整備課 0562-33-3151		建築物を所有する個人又は建物の区分 所有等に関する法 律第3条に規定する 団体又は同法第47 団条第1項に規定する 法人	・非木造住宅で昭和56年5月31日以前に確認済証の交付を受け、接査済証の交付を受けた建築物 ・耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ・住宅以外の用途が、延べ面積の2分の1未満であること。	- 診断費限度額:①延べ面積1000㎡未満 2,000円/㎡、 ②1000㎡以上2,000㎡未満 1,500円/㎡、③2,000㎡以上 1,000円/㎡ - 補助率:2/3
三重県	四日市市	建築指導課建築安全係 059-354-8207	耐震診断	管理組合の代表者	(1)四日市市内の分譲マンシコン (2)昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの (3)延床面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数 が3階以上のもの	11棟に付き耐震診断に必要な費用に対し、以下に定める 額を補助する。 ⑦延床面積が1,000㎡以上2,000㎡未満の場合 耐震診断に要した経費の3分の2の額のいずれか少ない 額 ②延床面積が2,000㎡以上の場合 耐震診断に要した経費の3分の2の額と 延く床面積が2,000㎡以上の場合 耐震診断に要した経費の3分の2の額と 延床面積を1,000円の3分の2の額のいずれか少ない額 ※補助金には、耐震診断に伴う地盤調査の費用について も含めることが出来る。
三重県	四日市市	都市計画課 まちづくり支援ゲルーフ <sup>®</sup> 059-354-8214	マンション管理士の派遣	管理組合	・四日市市内のマンション管理組合	・マンション管理士の派遣 ・1管理組合最大3回まで。1回2時間以内
三重県	鈴鹿市	防災安全課 059 382 9968	耐震診断	所有者又は管理者	・昭和56年5月31日以前に工事着工した建築物	補助率・耐震診断に要した経費(耐震補強計画に要した費用も含む)の1/3 販度額: ・対象建築物の延べ床面積が500㎡以下の場合:30万円 ・対象の建築物の延べ床面積が500㎡超えの場合:40万円

都道府県	Ħ	也方公共団体等の窓口	支援策の内容	助成対象	主な要件	助成(融資)内容
滋賀県	滋賀県	建築課 077-528-4258	耐震診断	管理組合	・道路閉塞等国の補助対象で補助を受けるもの	(市町への間接補助) ・補助対象: 耐震診断 ・補助率: 2/3 ・補助限度額: 1000㎡まで 133.2万円/棟 1000㎡超 200万円/棟
滋賀県	滋賀県	建築課 077-528-4258	耐震診断	管理組合	・上記以外	(市町への間接補助) ・補助対象・耐震診断 ・補助率: 1/2 ・補助腹を銀: 100万円/棟
京都府	京都市	京都市すまい体験館 075-693-5131	相談	管理組合	_	【分譲マンション管理相談】 ・第1.3日曜日
京都府	京都市	京都市すまい体験館 0/5-693-5131	専門家の派遣	管理組合	-	【すまいスクール出張版】 ・第1,2,3,4土曜日
京都府	京都市	都市計画局住宅室 住宅政策課 075-222-3666	専門家の派遣	管理組合	・大規模修繕(耐震改修を含む)や建て替えを行う場合	【分譲マンション建て替え・大規模修繕アドバイザー派遣制度】 (平成19年度制度化予定) ・マンション管理士や建築士等を有料で派遣
京都府	京都市	都市計画局建築指導部 建築指導課 075-222-3620	耐震診断	管理組合	<ul> <li>昭和56年5月31日以前に着工されたマンション</li> </ul>	【分譲マンション耐震診断助成】 (平成19年度制度化予定) ・補助率: 耐震診断に要する費用の2/3 ・限度額:1練100万円かつ1戸2万円
京都府	京丹後市	建設部 都市計画·建築住宅課 0772-69-0530	耐震診断	所有者	・京丹後市在住の所有者 ・税金完納者	・補助率: 2/3または2万円×戸数のいずれか低い額 ・限度額: 100万円
大阪府	堺市	住宅まちづくり課 072-228-8215	アドバイザー経費に 係る助成 (要綱を策定中)	管理組合(予定)	•築25年(予定)	要綱を策定中のため、未定 ・補助対象:アドバイザー経費の一部助成(予定)
大阪府	堺市	指導監察課 072-228-7482	耐震診断	管理組合	- 昭和56年以前建築	以下のうち最低の金額を補助 ①診断費用の2分の1以内 ②一棟につき100万円以内 ③25000円/1住戸×一棟の住戸数以内
大阪府	堺市	指導監察課 072-228-7482	耐震改修設計	管理組合	・DID地区内または緊急交通路沿いで耐震性能を満たさないもの	・別途積算以内の耐震改修設計費の3分の2以内
大阪府	堺市	指導監察課 072-228-7482	耐震改修工事	管理組合	・DID地区内または緊急交通路沿いで耐震性能を満たさないもの	・耐震改修工事費の15.2%以内(別途単価制限あり)
大阪府	大阪市	都市整備局企画部 防災·耐震化計画担当 06-6208-9622	耐震改修	建物の区分所有等 に関する法律第3条 に規定する団体	・敷地面積が概ね500m以上。 ・延べ床面積1000m以上で3階建て以上。 ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの。 ・現に使用又は居住しているもの	・補助対象:耐震改修設計費及び工事費×23%・補助率:標準設計費の2/3以内、工事費の2/3以内 ・限度額:工事費47,300円/㎡
大阪府	大阪市	都市整備局企画部 防災·耐震化計画担当 06-6208-9622	耐震診断	建物の区分所有等 に関する法律第3条 に規定する団体	・延べ床面積1000㎡以上で3階建て以上。 ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの。 ・現に使用又は居住しているもの	・補助率:1/2以内 ・限度額:1,000~2,000円/㎡(延べ床面積により)、25,000 円/戸、1,000,000円/棟
大阪市	大阪市	大阪市立住まい情報センター (相談専用)06-6242-11//	マンションアドバイ ザーの派遣	管理組合	・事前相談が必要	・一級建築士を派遣 ・無料、原則1回
大阪市	大阪市	大阪市立住まい情報センター (相談専用)06-6242-1177	分譲マンション専門 家相談	管理組合 又は居住者	・分譲マンションの管理・修繕等に関して、一般相談を受けた後で、専門家による相談が必要と判断されるもの	・一級建築士、弁護士等の専門家による相談、無料
大阪府	大阪府	大阪府住宅供給公社 06-6203-5451	マンションアドバイ ザーの派遣	管理組合	_	・マンションに係る専門家派遣・2回まで無料
大阪府	豊中市	建築審査課 06-6858-2420	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率:1/2 ・限度額:25,000円/戸・100万円
大阪府	吹田市	建築指導課 06-6384-1231	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率:1/2 ・限度額:25,000円/戸・100万円
大阪府	茨木市	建築指導課 072-622-8121	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	·補助率:1/2 ·限度額:25,000円/戸·100万円
大阪府	島本町	産業建設課 075-962-2848	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率: 1/2 ・限度額: 25,000円/戸・100万円
大阪府	守口市	建築指導課 06-6992-1221(内497)	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率: 1/2 ・限度額: 25,000円/戸・100万円
大阪府	門真市	建築指導課 06-6902-1231(内4038)	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率: 1/2 ・限度額: 25,000円/戸・100万円
大阪府	四條畷市	建設部 都市計画課 072-877-2121	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率: 1/2 ・限度額: 25,000円/戸・100万円
大阪府	八尾市	建築指導課 0729-24-3852	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率: 1/2 ・限度額: 25,000円/戸・100万円
大阪府	羽曳野市	建築指導課 0729-58-1111(内2560)	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率: 1/2 ・限度額: 25,000円/戸・100万円
大阪府	柏原市	都市計画課 0729-72-1501(内4345)	耐震診斷	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率: 1/2 ・限度額: 25,000円/戸・100万円
大阪府	東大阪市	建築部指導監察課 06-4309-3000(内3514)	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率: 1/2 ・限度額: 25,000円/戸・100万円
大阪府	寝屋川市	まち政策部 まちづくり指導課 072-824-1181(内2748)	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率: 1/2 ・限度額: 25,000円/戸・100万円

和诺克用	14	* 本公共団体等の空口	支援策の内容	助成分争	主な要件	hu は (重を) hu 次
都道府県	, i	也方公共団体等の窓口	又抜束の内容	助成対象	土は要件	助成(融資)内容
大阪府	岸和田市	都市整備部 建設指導課 0724-23-2121(内3104)	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率:1/2 ・限度額:25,000円/戸・100万円
大阪府	箕面市	都市計画部 建築指導課 072-723-2121(内3645)	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率: 1/2 ・限度額: 25,000円/戸・100万円
大阪府	高槻市	都市産業部開発指導室 指導課 072-674-7567	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	·補助率:1/2 ·限度額:25,000円/戸·100万円
大阪府	枚方市	都市整備部開発指導室 監査課 072-841-1221(内385)	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	·補助率:1/2 ·限度額:25,000円/戸·100万円
大阪府	池田市	都市整備部建築指導室 審査課 072-752-1111(内479)	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率:1/2 ・限度額:25,000円/戸・100万円
大阪府	和泉市	都市デザイン部 建築・開発指導室 0725-41-1551	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	·補助率:1/2 ·限度額:25,000円/戸·100万円
大阪府	能勢町	環境事業部 産業建設課 072-734-3976	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築されたもの	·補助率:1/2 •限度額:25,000円/戸·100万円
大阪府	交野市	都市整備部 都市計画課 072-892-0121	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率:1/2 ・限度額:25,000円/戸・100万円
大阪府	松原市	都市整備部 建築課 072-334-1550	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	·補助率:1/2 •限度額:25,000円/戸·100万円
大阪府	藤井寺市	都市整備部 まちづくり推進課 072-939-1111	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	·補助率:1/2 ·限度額:25,000円/戸·100万円
大阪府	富田林市	まちづくり政策部 まちづくり推進課 0721-25-1000(内454)	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	·補助率:1/2 ·限度額:25,000円/戸·100万円
大阪府	大阪狭山市	都市整備部 都市計画グループ 072-366-0011(内354)	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率:1/2 ・限度額:25,000円/戸・100万円
大阪府	河内長野市	都市建設部都市計画室 都市計画課 0721-53-1111	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率:1/2 ・限度額:25,000円/戸・100万円
大阪府	太子町	建設部 まちづくり推進課 0721-98-0300	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率:1/2 ・限度額:25,000円/戸・100万円
大阪府	河南町	事業部 地域振興課 0721-93-2500	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	·補助率:1/2 ·限度額:25,000円/戸·25万円/棟
大阪府	千早赤坂町	事業部 建設課 0721-72-0081	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率:1/2 -限度額:25,000円/戸・100万円
大阪府	忠岡町	事業部 建設課 0725-22-1122	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率:1/2 ・限度額:25,000円/戸・100万円
大阪府	貝塚市	総務部 庶務課 072-433-7392	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率:1/2 ・限度額:25,000円/戸・100万円
大阪府	泉南市	都市整備部 都市計画課 072-483-0001	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率:1/2 ・限度額:25,000円/戸・100万円
大阪府	熊取町	都市整備部 まちづくり政策課 072-425-1001(内303)	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	- 補助率:1/2 - 限度額:25,000円/戸·100万円
大阪府	如甲田丁	事業部 地域振興課 072-492-2746	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・原則昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	・補助率:1/2 ・限度額:25,000円/戸・100万円
大阪府	田尻町	事業部 都市政策課 072-466-1000	耐震診断	所有者又は区分所 有法第3条に規定す る団体	・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの	- 補助率:1/2 - 限度額:25,000円/戸·100万円
兵庫県	兵庫県 (全市町対象)	兵庫県建築指導課 (市町受付)	耐震改修設計 耐震改修工事 (わが家の耐震改修 促進事業)	管理組合	- 昭和56年5月31日以前着工の建物	◆補助対象: 住宅耐震改修計画策定費 ・補助率2.21年月/戸 ・場京館・120年円/戸 ・補助対象: 住宅耐震改修工事費 ・機動率1.74(県) ・服度額: 200千円/戸 http://web.preflyogojp/wd30/wd30,000000017.html#h01
兵庫県	全市町(神戸 市を除く)	各市町	簡易耐震診断の実 施	管理組合	・昭和56年5月31日以前着工の建物	・管理組合の求めに応じて各市町が簡易耐震診断を実施 (申請者1割負担)
兵庫県	神戸市	神戸市すまいの安心 支援センター(すまいるネット) 078-222-0186	耐震診断(簡易)	管理組合	・昭和56年5月31日以前に着工された住宅	・対象者負担なし
兵庫県	神戸市	神戸市すまいの安心 支援センター(すまいるネット) 078-222-0186	耐震診断(精密)	管理組合	・昭和56年5月31日以前に着工された住宅	·補助率:2/3 ·補助限度額:4万円×戸数
兵庫県	神戸市	神戸市すまいの安心 支援センター(すまいるネット) 078-222-0186	耐震改修	所有者	・昭和56年5月31日以前に着工された住宅	·補助率:1/4 •補助限度額:10万円×戸数
兵庫県	神戸市	神戸市すまいの安心 支援センター(すまいるネット) 078-222-0186	マンションアト・ハ・イサ <sup>・</sup> - の派遣	管理組合	・全分譲マンション	・弁護士・建築士・司法書士・税理士などを派遣 ・原則1回、無料
					<u> </u>	

都道府県	t	地方公共団体等の窓口	支援策の内容	助成対象	主な要件	助成(融資)内容
兵庫県	兵庫県	ひょうご住まいサポートセンター 078-360-2536	住まいの相談事業	居住者、管理組合	-	・センター職員による一般相談 ・建築士・マンション管理士等の専門家による専門相談(予 約制) http://support.hyogo-jkc.or.jp/support/gajyo/sodan.html
兵庫県	兵庫県	ひょうご住まいサポートセンター 078-360-2536	住まいづくりの支援 事業	管理組合	-	・マンションの重なを管理運営、計画的な修繕、建替、共用 部のパリアツリー化、コレクティブハウジング等の建設など 現地での勉強会等にアドバイザーとして、マンション管理 士、建築士等の専門家を派遣 http://support.lyogorjk.or.jp/support/gaiyo/shien.html
奈良県	生駒市	建築指導課 0743-74-1111	耐震診断	所有者又は管理組 合	市内にある主に多数の者が利用する建築物(マンション以 外の建築物も対象)	- 補助対象 精密な耐震診断に要する費用 - 補助率: - 構助率: - 保証を輸送道路沿いの建築物 2/3 - その他の区域にある建築物 1/3 - 補助金の限度額: - 県緊急輸送道路沿いの建築物 133.3万円 - その他の区域にある建築物 66.6万円
鳥取県	鳥取市	都市整備部 建築指導課 0857-20-3282	耐震診断	所有者等	①昭和56年5月31日以前に建築されたもの ②建築基準法第9条に基づく除却、使用禁止等の措置が命 じられていないもの	・補助率:2/3 ・限度額:建築物→200万円/棟 (床面積あたりの上限もあり)
鳥取県	米子市	建設部 建築指導課 0859-23-5236	耐震診断	所有者等	①昭和56年5月31日以前に建築されたもの ②建築基準法第9条に基づく除却、使用禁止等の措置が命 じられていないもの	・補助率:2/3 ・限度額:建築物→200万円/棟 (床面積あたりの上限もあり)
鳥取県	倉吉市	建設部 景観まちづくり課 0858-22-8175	耐震診断	所有者等	①昭和56年5月31日以前に建築されたもの ②建築基準法第9条に基づく除却、使用禁止等の措置が命 じられていないもの	・補助率:2/3 ・限度額:建築物→200万円/棟 (床面積あたりの上限もあり)
鳥取県	境港市	建設部 都市整備課 0859-47-1062	耐震診断	所有者等	① 駅和56年5月31日以前に建築されたもの ② 建築基準法第9条に基づく除却、使用禁止等の措置が命 じられていないもの	・補助率:2/3 ・限度額:建築物→200万円/棟 (床面積あたりの上限もあり)
岡山県	岡山市	建築指導課建築企画調整室 086-803-1445	耐震診断	所有者等	・一戸建て以外の住宅 ・住宅以外の建築物	•補助率:2/3
岡山県	倉敷市	建築指導課指導係 086-426-3501	耐震診断	所有者等	- 一戸建て以外の住宅 ・住宅以外の建築物	·補助率: 2/3
岡山県	津山市	建築住宅課建築指導審査係 0868-32-2099	耐震診断	所有者等	・一戸建て以外の住宅 ・住宅以外の建築物	•補助率:2/3
岡山県	玉野市	建築住宅課建築指導係 0863-32-5544	耐震診断	所有者等	・一戸建て以外の住宅 ・住宅以外の建築物	•補助率:2/3
岡山県	笠岡市	都市計画課建築グループ 0865-69-2140	耐震診断	所有者等	・一戸建て以外の住宅 ・住宅以外の建築物	•補助率: 2/3
岡山県	井原市	都市建設課建築住宅係 0866-62-9527	耐震診断	所有者等	・一戸建て以外の住宅 ・住宅以外の建築物	•補助率:2/3
岡山県	備前市	都市整備課建築指導係 0869-64-1834	耐震診断	所有者等	・一戸建て以外の住宅 ・住宅以外の建築物	-補助率: 2/3
岡山県	赤磐市	建設課都市計画係 086-955-1487	耐震診断	所有者等	・一戸建て以外の住宅 ・住宅以外の建築物	•補助率:2/3
岡山県	早島町	建設課都市計画室 086-482-0614	耐震診断	所有者等	・一戸建て以外の住宅 ・住宅以外の建築物	•補助率: 2/3
広島県	広島市	都市整備局住宅部 082-504-2292	耐震診断	管理組合	・昭和56年5月31日以前に着工された分譲マンション(区分所有者自らが居住する住宅戸数の割合が、全住戸数の5分の4以上であること、地上階数が3以上であること。等)	·補助率:1/2 ·限度額:15万円/棟
福岡県	福岡市	建築局総務部 住宅政策課民間住宅支援係 092-711-4776	マンション管理士の派遣	-	・市内のマンション管理組合	・マンション管理士の派遣 ・同一年度に1回のみ派遣。無料 ・派遣費用は福岡市負担
福岡県	福岡市	建築局指導部 耐震推進課 092-711-4580	耐震予備診断	管理組合	- 昭和56年5月31日以前 - 3階建て以上、5階建て程度まで - 延べ面積:1,000㎡以上	・補助率:2/3 ・診断費:21~51万円/棟 ・構造の種類や図面の有無で診断費用が異なる。
福岡県	福岡市	建築局指導部 耐震推准課 092-711-4580	耐震診断	管理組合	- 昭和56年5月31日以前 ・3階建て以上 - 延べ面積: 1,000㎡以上	·補助率:2/3 ·限度額:1,000円/㎡
福岡県	福岡市	建築局指導部 耐震推進課 092-711-4580	耐震改修	管理組合	- 昭和56年5月31日以前 - 3階種で以上 - 速へ面積: 1,000㎡以上 - 耐震改修促進法の認定等を受けたもの - 現行の耐震基準に適合する耐震改修工事	・補助率: 15.2% - 限度額: 47,300円/㎡かつ30万円/戸
福岡県	久留米市	都市建設部 建築指導課 0942-30-9089	構造計算調査	管理組合	・建築昭和56年6月1日以降 ・6階建て以上床面積1,000㎡以上 ・JASCAIcよる簡易計算済 ・市が調査必要と判断したもの	・補助率:2/3 ・限度額:21~56万円(延べ面積による)

# マンション耐震化マニュアル

平成19年6月発行

編 集:国土交通省住宅局市街地建築課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3 中央合同庁舎 3 号館 Tel.03-5253 - 8111 http://www.mlit.go.jp/

発 行:財団法人日本建築防災協会(国土交通大臣指定耐震改修支援センター)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-3-20 虎ノ門 YHK ビル

 $Tel.03\text{-}5512\text{-}6451 \quad Fax.03\text{-}5512\text{-}6455 \quad http://www.kenchiku-bosai.or.jp/}$ 

協力:社団法人再開発コーディネーター協会

〒105-0004 東京都港区新橋 6-17-20 米田ビル

 $Tel.03\hbox{-}3437\hbox{-}0261 \quad Fax.03\hbox{-}3432\hbox{-}8908 \quad http://www.urca.or.jp/}$